漁獲情報の消費者への提供とトレーサビリティ

－EUと日本のルールと実施状況の比較－

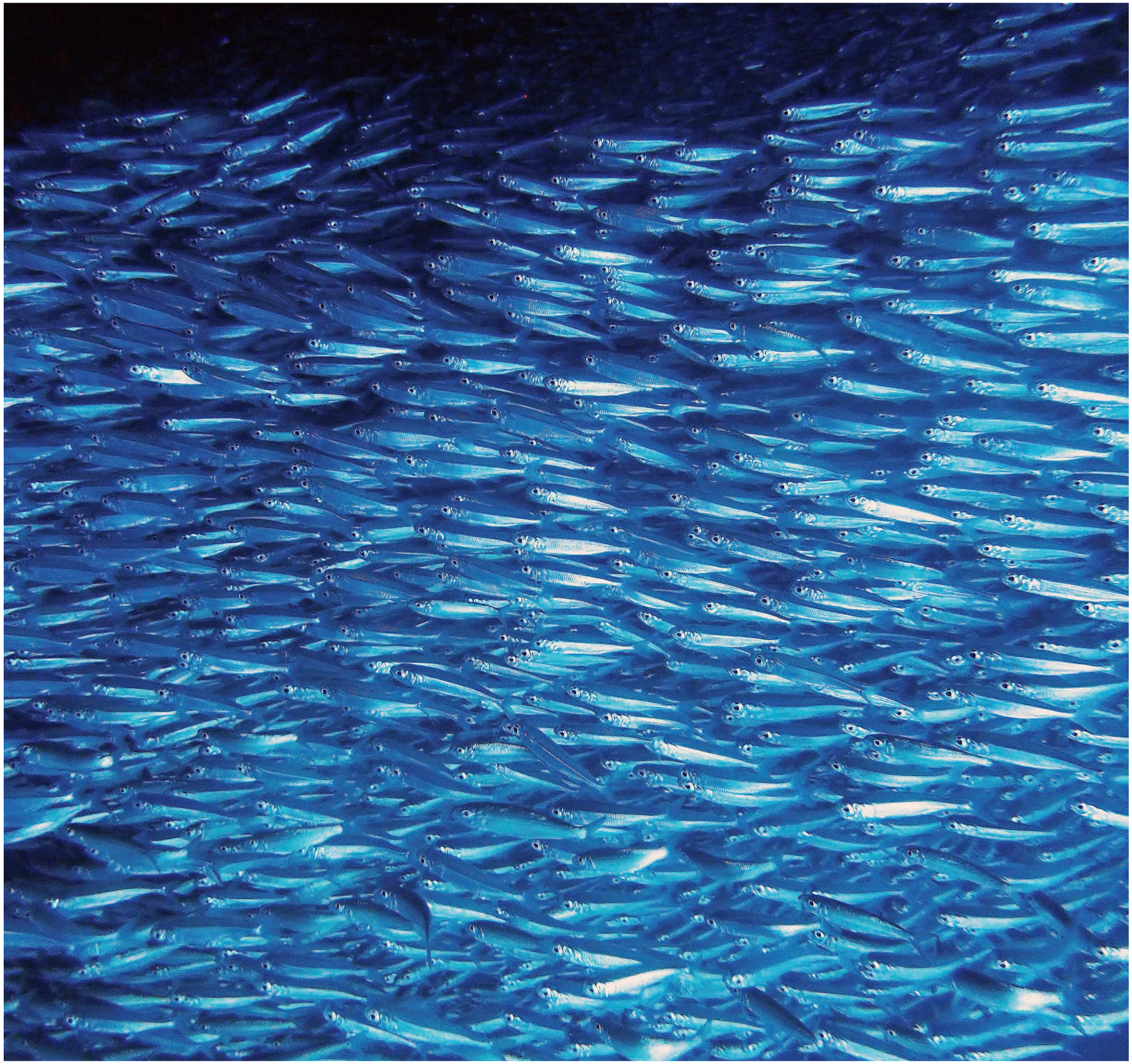

目次

はじめに ―背景と趣旨― 4

1 目的 7

2 欧州における漁獲域と漁具の消費者への伝達 8

2.1 店頭での表示事例 8

2.2 EUの漁獲域と漁具の表示のルール 9

2.3 各国の実施状況 13

2.4 小括 13

3 日本の水産物における漁獲域等の表示ルールと実施 14

3.1 食品表示基準による漁獲域等の表示ルール 14

3.2 原産地表示の実施状況 17

3.3 事業者間取引における表示 18

3.4 小括：日本とEUの漁獲域等の表示の共通点と相違点 21

4 事業者間の情報伝達とトレーサビリティ 22

4.1 事業者間の情報伝達とトレーサビリティを義務づけるEUのルール 22

4.2 日本における事業者間の漁獲情報の伝達とトレーサビリティ 26

5 まとめ 30

参考文献 32

資料1 漁獲情報の伝達と表示に関わるEU規則の条文の対訳 34

資料2 欧州の消費者伝達の事例紹介 41

おわりに 50

漁獲情報の消費者への提供とトレーサビリティ
―EUと日本のルールと実施状況の比較―

発行： 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）
企画・編集： 滝本 麻耶（WWFジャパン）
調査執筆委託： 酒井 純（一般社団法人 食品需給研究センター）
デザイン： 三石 芳明

発行年：2026年2月

本件に関するお問い合わせ：
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン） 海洋水産グループ
fish@wwf.or.jp
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階

WWFジャパン
WWFは100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年に設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、失われつつある生物多様性の豊かさの回復や、地球温暖化防止などの活動を行なっています。

無断転載をお断りします。
転載をご希望の場合はWWFジャパンまでご一報ください。

表紙：©Maya Takimoto/WWF Japan

はじめに ―背景と趣旨―

WWFジャパン　海洋水産グループ

魚や貝、エビなど、世界のさまざまな水産資源は、減少傾向にあり、その主な原因のひとつとなっているのが、「乱獲」、すなわち水産資源の過剰な利用である。この問題を解決するには、科学的根拠に従った実効性ある資源管理が必要であるが、各国がそうした漁業管理を行なうための制度や法律を作っても、それが守られなければ意味がなくなってしまう。

こうした資源管理の実効性を脅かしている、大きな問題のひとつに、「違法・無報告・無規制」で行なわれるIUU（Illegal, Unreported and Unregulated）漁業問題がある。

「違法」とは密漁や禁止漁具の使用など法律に違反して行うこと、「無報告」とは漁獲量を報告しなかったり虚偽の報告をしたりすること、「無規制」とは無国籍または操業海域の国際漁業管理機関に未加盟の国の船が、国や操業海域の規制に従わないことなどを指す。

こうしたIUU漁業由来の水産物は、日本が輸入する天然水産物の約3割を占めるとの推定があり、その世界全体での被害額は、日本の漁業・養殖業を合わせた生産額に相当すると推定されている。また、国内でも密漁、過少申告、産地偽装などの事例は後を絶たない。

このIUU漁業は、海洋生物資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威であるだけでなく、海洋の生物多様性の保全においても大きな脅威となっている。また、IUU漁業由来の水産物が不当に安価で販売されることにより、正規漁業者の利益を大きく損ない、産地経済へも要影響を及ぼしてしまう。さらに、これらのIUU漁業においては、乗組員の奴隷労働実態や漁業監視員（混獲や漁獲実態を調査報告するための調査員）の健康や生命を脅かすような人権問題も報告されるようになり、早急な対策強化が望まれている。

IUU漁業を根絶するためには、

《1》各国がIUU漁業をさせなくするための漁業管理を強化すること

《2》IUU漁業由来の水産物の輸入及び国内市場における流通を防止するための実効性のある規制を導入すること

が求められる。

《1》については、地域漁業管理機関（RFMO）などを中心に、IUU漁業対策が進められている。《2》については、世界三大水産物輸入大国である、EU、アメリカ、日本が、水産物を輸入する際、いつ、どこで、だれが、どのように、どのくらい漁獲したか等の漁獲情報の証明書の提出を義務づける取組みがあるなど、IUU漁業由来水産物の流通を防ぐための取組みの強化・拡大が進められている。

また、IUU漁業由来の水産物の輸入や流通を防止するためのステップとして、

①このような漁獲情報が生産・加工・流通・販売を通じて、正確に伝達されること

②その情報伝達が電子的につながること

③最終消費者が購買にあたりその情報にアクセスできること

が重要となる。

WWFジャパンは、水産資源を含めた海洋の生態系や、そこで働く人たちにとって持続可能な海洋環境を構築・保全していくために、水産物が漁獲されてから、実際に最終消費者に購入されるまでを追跡できるようにする、生産・加工・流通・販売を通じた一貫したトレーサビリティ（「フルチェーン・トレーサビリティ」）の実現を目指してきた*。これらの漁獲情報は、資源の状態やその管理、生態系への影響など、持続可能性を検証する上で非常に重要となるばかりでなく、消費者にとっても、持続可能性に関する情報を得た上で購買選択ができるというメリットがある。しかしながら、国境を越えて流通する水産物において、サプライチェーンを通じたトレーサビリティを確保することは多くの困難を伴い、前述①の正確な情報伝達の実現に関しても進んでいない現状がある。

欧州では、サプライチェーンの最後の出口である消費者への情報提供について、消費者が「サステナビリティのガバナンスにおいて重要な役割を担っている」という認識が根付いている。そのため、よりサステナブルな購買選択を促進し、ひいてはCFP（共通漁業政策：欧州連合（EU）の域内の漁業や養殖業の管理また海洋資源の持続的な利用を確保するための基本的枠組み）のサステナビリティ目標の達成に貢献するための重要な要素として、水産物のラベル表示を通じて消費者に情報を提供することを目指している。

いっぽう日本は、世界に先駆けて食品への産地表示や原料原産地表示を義務付けているものの、その水産物の資源状態や生態系へのインパクトを消費者が把握できるように海域や漁具・漁法を表示させようという機運はないのが現状である。

そこで本報告書では、「消費者への正確な情報伝達」に焦点を当て、その情報の表示の実現にむけて制度設計や取組みが先行する欧州の事例を整理し（水産CMO規則1379/2013）、日本の食品表示基準の現状と比較した。

また、消費者への情報提供を実現するためには、事業者間の情報伝達とその情報の正しさを確保することが重要となるため、それを義務付ける規則（漁業コントロール規則1224/2009）についても、2023年末に成立した改正規則2023/2842の内容も含めて、ルールや運用面について比較しながら紹介した。

本報告書内で紹介するEUの諸規則のうち、漁業コントロール規則1224/2009は、IUU漁業規則1005/2008（漁獲証明書の確認と検証を効率化するITツール・CATCHの利用義務づけ）とともに、規則2023/2842による改正の多くを、2026年1月10日から適用して施行されている。このタイミングで、本報告書を発行することで、トレーサビリティ向上のための望ましい制度や仕組みを社会的に議論・検討するきっかけとなることを願い、本報告書を発行した。

私たちの食料はすべて、地球の資源からの恵みであり、食料生産の持続可能性の確保にはその食料を消費する消費者にも責任と役割がある。環境変化や食料価格の高騰に伴い、食料供給の持続可能性への消費者の関心が高まっている今、持続可能性に関する十分な情報提供をすることで消費者も持続可能な水産市場形成への貢献ができるという視点をもつことも重要なパラダイムシフトと考える。本報告書が、消費者までのフルチェーン・トレーサビリティの確保そしてIUU漁業撲滅にむけての取組みをより一層加速させる一助となれば幸いである。

＊　フルチェーン・トレーサビリティの事例として、GDSTがある。GDSTは、水産物のトレーサビリティの国際標準をつくるために設立された企業間プラットフォームで、2020年3月、水産物を漁獲時から販売時まで一貫してトラッキングできる、世界初の業界標準「相互運用可能な水産物トレーサビリティシステムに関するGDST標準およびガイドライン バージョン1.0」（GDST1.0）を発表。GDST 1.0は、サプライチェーン内で記録・伝達する必要がある主要データ要素（KDEs: Key Data Elements）と、相互運用可能なトレーサビリティシステム間でデータを共有するための技術フォーマットおよび命名法を管理する標準を定めている。

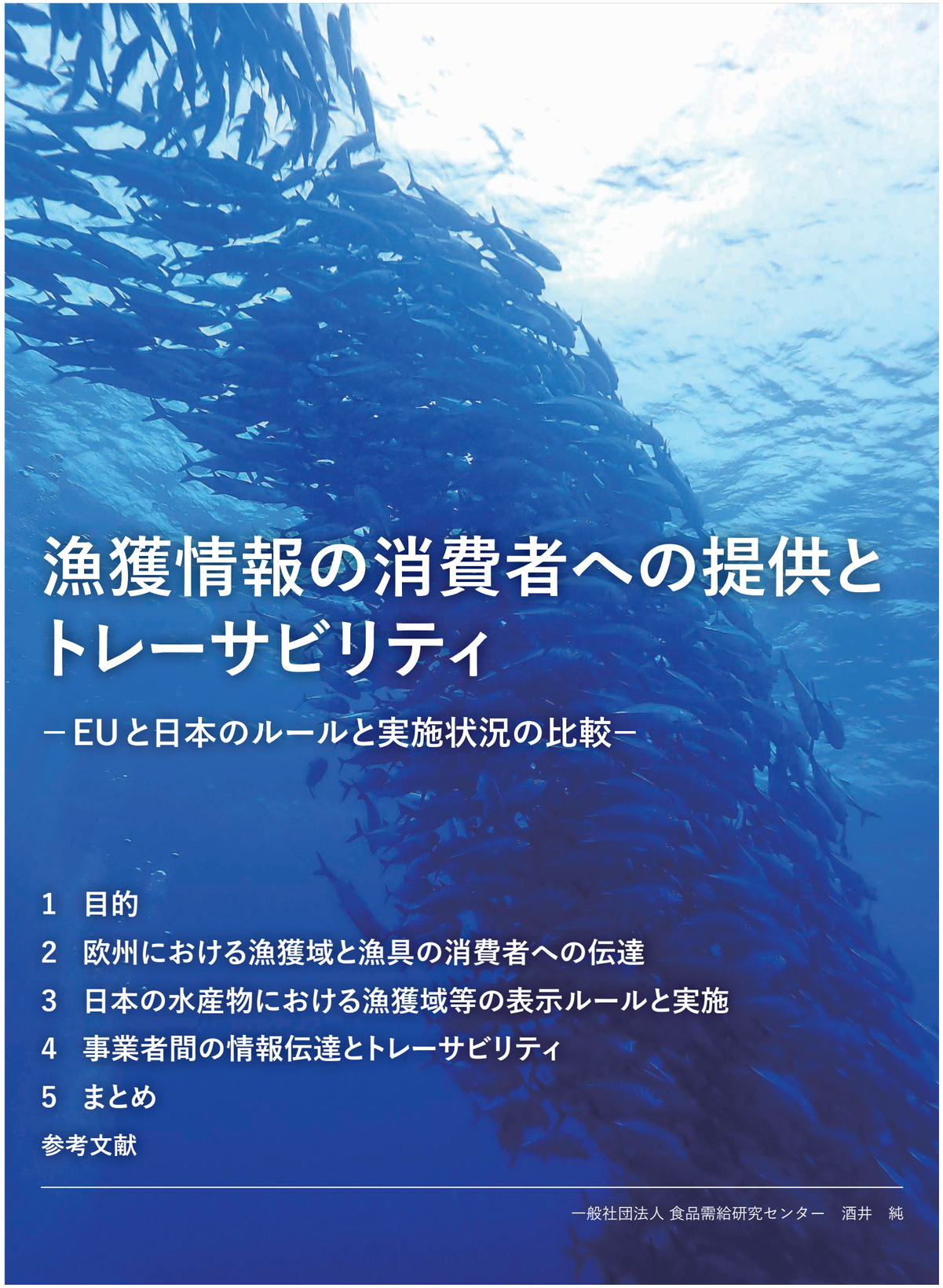

漁獲情報の消費者への提供とトレーサビリティ

－EUと日本のルールと実施状況の比較－

1　目的
2　欧州における漁獲域と漁具の消費者への伝達
3　日本の水産物における漁獲域等の表示ルールと実施
4　事業者間の情報伝達とトレーサビリティ
5　まとめ
参考文献

一般社団法人 食品需給研究センター　酒井　純

1　目的

2025年の日本太平洋北部のサンマ漁は、7月末時点の「昨年並みの低水準」とする予報[1・※1]に関わらず久しぶりの豊漁となり、サンマが鮮魚売場と食卓を賑わせた。資源の持続的利用可能性を損ねることなく豊漁となり商品が並んだのであれば、さまざまな食品の値上がりに驚かされてきた私たちにとって、久しぶりに海の恵みを感じられる機会となったと言える。

※1　「漁期を通じた来遊量は、昨年並みの低水準となる」と予報されていた。

サンマに限らず、その水産資源の状態や、その魚の獲り方（漁具・漁法）が資源の持続的利用可能性を損ねていないかどうかを、消費者が水産物の購入の判断材料にできることが望まれる。もちろん、すべての消費者がさまざまな魚種の各水域での資源状態や漁具・漁法を頭に入れ、日々の買い物での購入の判断をするのは現実的ではないかもしれないが、少なくとも小売業者・外食業者の調達担当者なら、そのような情報の把握と判断が可能なはずだ。そうした持続的利用可能性を考慮した調達は、豊漁時にありがちな価格の落ち込みを抑えることができ、漁業者や流通関係者にとっても望ましいはずである。

実際に、魚種別・水域別、さらには漁業種類別に、消費者に資源状態を分かりやすくガイドする下の囲みに示すような試みがある。また資源評価機関である国立研究開発法人水産研究・教育機構は、一般の消費者にとっては専門的な内容にはなるが、資源評価の結果を公開している[2]。

日本には食品表示基準が定める「原産地表示」のルールがあり、国産、すなわち日本の漁業者が漁獲した水産物であれば原則として水域が表示されることになっている。また加工食品においても「原料原産地表示」のルールが整備されている。しかしスーパーの売場で確認いただきたい。実際に商品に表示されている「原産地」は、水域というより、都道府県名や外国の国名が多いことに気づくはずだ。結果的に、どの水域に由来するのかがわかりづらく、漁具・漁法もわからず、先述のガイドを活かしづらい場面が少なくない。

欧州の小売店の鮮魚売場では、海面漁業由来の商品であれば、漁獲域（catch area）と漁具（fishing gear）が表示されている。これはEUが定めたルールによる。

本稿では、欧州の漁獲域や漁具を表示するルール、およびその表示の状況を明らかにする。次に、日本の食品表示基準に基づく原産地表示のルールや事業者の取組みの現状を整理し、なぜ水域の表示を原則としながら都道府県名や国名の表示となる商品が多いのか、原因を探る。さらにEUにおいて漁獲域や漁具の表示を可能にする仕組みを明らかにする。以上により、日本でも水産物に漁獲域や漁具を表示し、消費者が「なるべく資源状態がよい商品を選ぶ」という合理的な選択ができるようにするためのヒントを得る。

【消費者に水産資源の状態をガイドする事例】

■WWF ／シーフードガイド	欧州各国・香港：	https://wwf.panda.org/act/live_green/out_shopping/seafood_guides/
	日本：	https://www.wwf.or.jp/campaign/osakana/
■セイラーズ フォー ザ シー／ブルーシーフードガイド		https://sailorsforthesea.jp/blueseafood
■Monterey Bay Aquarium ／ Seafood Watch		https://www.seafoodwatch.org/

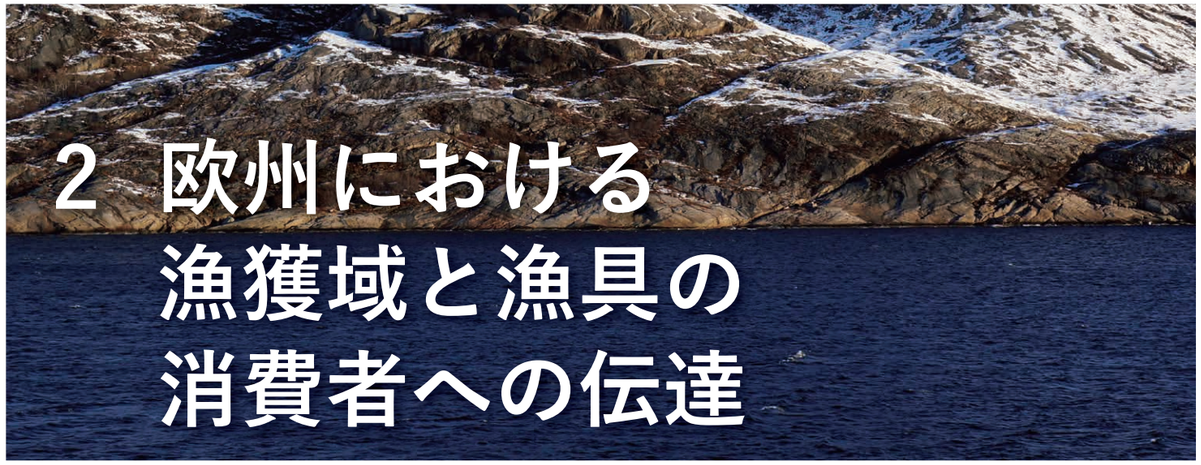

2 欧州における漁獲域と漁具の消費者への伝達

2.1 店頭での表示事例

写真1はスペインのある百貨店の鮮魚売場の看板である（2024年秋撮影）。1キロ当たりの価格が大きく書かれているが、その上に、商品名、学名、生産方法、漁獲域、漁具が表示されている。

写真2は同じ百貨店で販売されていたタラの切り身のパッケージであり、ラベルには商品名や価格のほかに、学名、形態、生産方法と漁具、漁獲域が表示されている。

スペインに限らず、欧州の百貨店やスーパーマーケットではこのように、水産物の種の学名、漁獲域、漁具に関わる表示がみられる（欧州各地の具体事例は、資料2参照）。

写真1　アサリの売場の看板

写真2　タラ切り身のパッケージのラベル

スペインのある百貨店の店頭での表示事例

2.2 EUの漁獲域と漁具の表示のルール

EUにはこれらの表示を義務づけるルールがある。「漁業・養殖産品の市場における共通機構に関する欧州議会および理事会規則1379/2013」[3]（以下、水産CMO規則、または規則1379/2013と呼ぶ。第35条と第38条の対訳を資料1 P. 34-参照）のなかで定められている。

この規則の第IV章（消費者情報）にある第35条（必須情報）は、漁業・養殖産品のうち、貿易品名コードの最初の4桁が0301～0307の魚介類（活・生鮮・冷蔵・冷凍のほか、乾燥、塩漬け、塩水漬け、燻製も対象）に該当する産品を、次の項目の表示なしに消費者や外食・給食業者に販売することを禁じている。

(a) 種の商業的名称および学名
(b) 生産方法（漁獲か、淡水漁獲か、養殖か）
(c) 製品が漁獲または養殖された区域、および漁獲の場合に使用された漁具の種類
(d) 製品が解凍されているかどうか
(e) 該当する場合、消費期限日

表示方法はマーキング（印字）、ラベルのほか、包装されていない製品の場合には店舗での看板やポスターでもよい（第35条1と2）。

本稿で特に注目するのは、(c)の「漁獲または養殖された区域」、および「使用された漁具の種類」の表示である。

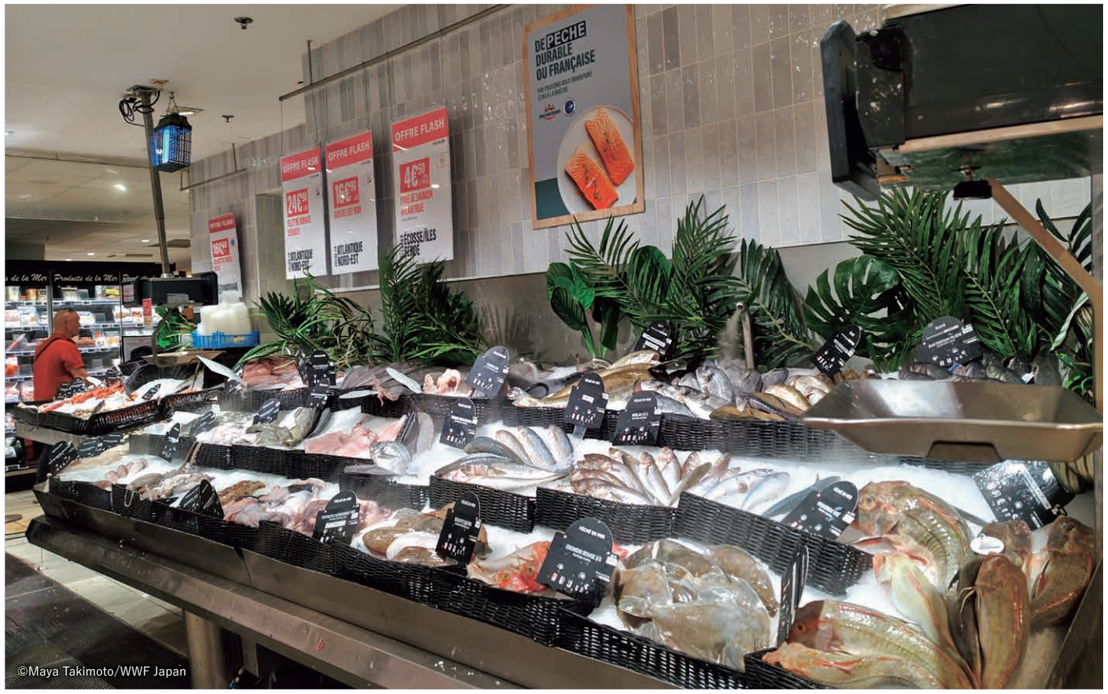

表示する漁獲域

第38条は漁獲域（養殖の場合は生産地）の表示のルールを定めている。

海上で漁獲された水産物の場合、EU加盟国の周辺海域である「北東大西洋」（FAO漁業区域27）と「地中海および黒海」（FAO漁業区域37）での漁獲ならば、FAO漁業域の「サブエリア」または「区分」（division）の名称を表示する。その区域を示す地図または絵図を表示してもよい。それ以外、つまりEUから離れた海域で漁獲された水産物の場合は、FAO漁業区域の名称を表示する。

また、淡水で漁獲された水産物の場合、原産水域（河川、湖沼）の名称を記す。養殖水産物の場合は生産国名を記す。

図1に照らし合わせると、写真2のタラはFAO漁業区域27のサブエリアIIのうち区分bであった（英語ではSpitzbergen and Bear Island）。写真1のアサリは東中部大西洋（FAO漁業区域34）にあたるので、「東中部大西洋」との表示だけでよく、それより細かいエリアの表示は必要ない。

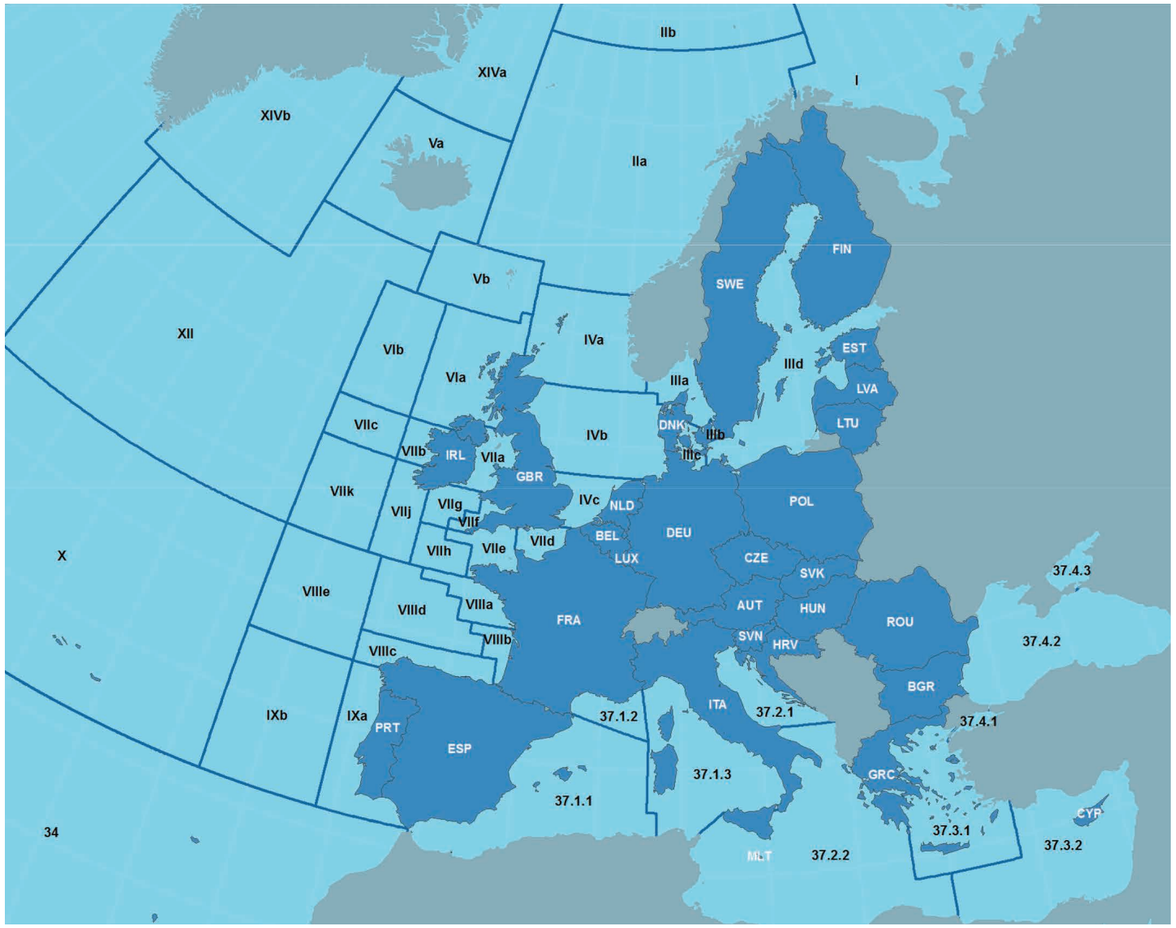

図1　FAO漁業区域27と37のサブエリアまたは区分
出典：https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/system/files/2016-09/fishing_areas_en.pdf

表示する漁具の種類

表示すべき漁具の種類に関しては、規則1379/2013のANNEX IIIに示されている。ANNEX IIIには漁具の種類がSeines（引網）、Trawls（トロール網）、Gillnets and similar nets（刺し網及び類似の網）、Surrounding nets and lift nets（まき網及び揚網）、Hooks and lines（釣り針及び釣り糸）、Dredges（浚渫）、Pots and traps（かご及び罠）の7分類で示されており、このいずれかの名称を表示する（第35条1(c)）。ANNEX IIIの表の2列目にはより細かい分類が示されており、種類名称に加えてその名称を記載することができる（第39条1(c)）。

ANNEX IIIに示されている漁具の種類
- Seines（引網）
- Trawls（トロール網）
- Gillnets and similar nets（刺し網及び類似の網）
- Surrounding nets and lift nets（まき網及び揚網）
- Hooks and lines（釣り針及び釣り糸）
- Dredges（浚渫）
- Pots and traps（かご及び罠）

漁獲域や漁具の表示を求める目的

水産CMO規則1379/2013の前文21では、消費者に情報提供する目的について、次のように述べている。

> 「消費者が十分な情報を得た上で選択を行えるようにするためには、明確かつ包括的な情報、とりわけその産品の由来（origin）や生産方法に関する情報が消費者に提供されることが必要である」

規則1379/2013と同時に定められた「共通漁業政策（CFP）に関する規則1380/2013」[4]の前文57は、もう少し踏み込んだ表現をしている。

> 「水産・養殖産品の共通市場機構は、由来（origin）を問わずEU域内で販売されるすべての漁業・養殖産品について公平な競争条件を確保し、消費者がより多くの情報に基づいた選択を行ない、責任ある消費を支援できるようにし、サプライチェーン全体にわたるEU市場に関する経済知識と理解を向上させるべきである」

また欧州委員会が2023年に公表したCMO規則の実施に関する報告書[5]の11ページでは、次のように述べている。

> 「CMO規則第IV章（消費者情報）は、よりサステナブルな購買選択を促進し、ひいてはCFPのサステナビリティ目標の達成に貢献するための重要な要素として、水産物のラベル表示を通じて消費者に情報を提供することを目指している。さらに、消費者は購買の選好（purchasing preferences）を持ち選択を行うので、サステナビリティのガバナンスにおいて重要な役割を担っている」

漁獲域の表示が最初に義務づけられたのは、規則1379/2013の前身の水産CMO規則104/2000[6]による。その第4条で、(a) 商業上の名称、(b) 生産方法（海面漁業か内水面漁業か養殖か）、(c) 漁獲域、の表示を義務づけた。2002年1月1日から施行されている。なおそれと同時期に詳細ルールを定める規則2065/2001[7]により、事業者間においてもラベルまたは文書でそれらの情報を伝達するルールが設けられた。漁具の表示を義務づけたのは規則1379/2013から、ということになる。

欧州委員会による啓発

欧州委員会は2014年2月に、水産物の消費者向けラベル表示に関する事業者向けの「ポケットガイド」を作成し、規則1379/2013をはじめとするルールに基づく表示の実施を促してきた[8]。図2は包装された生鮮品の表示例であり、吹き出しのピンク色は規則による義務のある項目、ブルーは任意の項目である。エコラベルのような認証ラベルは任意項目、という位置づけになる。

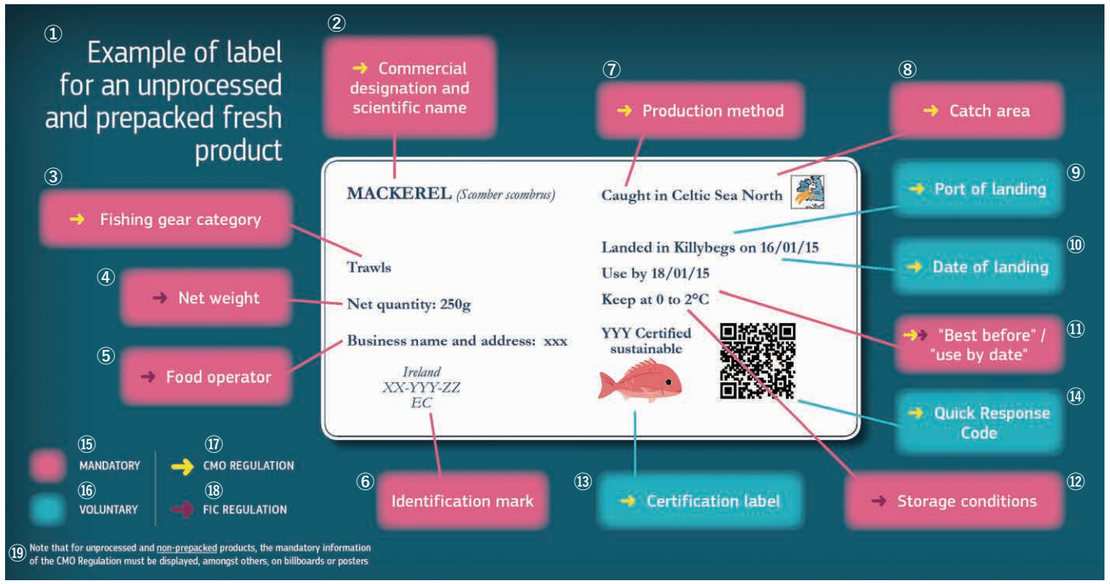

①未加工・包装された鮮魚のラベル例
②商業的名称・学名
③漁具分類
④正味重量
⑤食品事業者
⑥（製造所の）識別記号
⑦生産方法
⑧漁獲域
⑨陸揚港
⑩陸揚日
⑪賞味・消費期限
⑫保存条件
⑬認証ラベル
⑭QRコード
⑮必須
⑯任意
⑰CMO規則
⑱FIC規則
⑲注：未加工・包装されていない商品に関してはCMO規則による必須情報も他情報とともに掲示板やポスターに提示しなければいけない。

図2　包装された生鮮品への表示例とその必要性
出典：欧州委員会（2014）A pocket guide to the EU's new fish and aquaculture consumer labels
https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/document/download/168aa1fc-03df-45de-be68-cc42e39dc678_en

2.3　各国の実施状況

水産CMO規則1379/2013は罰則を持たない。執行は各加盟国の役割となっており、各国が国内法等において罰則を定め、適用することになっている。

フランスの場合

フランスにおいては、経済・財務・産業・デジタル主権省の競争・消費者問題・詐欺対策総局（DGCCRF）が所管しており、義務内容を説明するwebページ[9]を設け、遵守を呼び掛けている。

DGCCRFが2020年に実施し2022年末に公開した報告によると、DGCCRFの担当者が約900の施設（鮮魚店、大規模・中規模スーパーマーケット、漁師直売店、ケータリング施設、オンライン販売など）を対象に実施した調査では、約3分の1の施設において水産物の販売に関する規制を遵守していない、または遵守が十分でないことが明らかになった。販売されている水産物のラベルには、義務のある項目の表示が欠落しているケースが依然として多く、その割合は45%近くに上った。

この調査によって特定された規制違反の結果、事業者に義務を改めて認識させる警告が約350件、事業者に法令遵守を求める仮差し止め命令が80件、刑事訴訟が50件、行政訴訟が2件発出されたという[10]。

欧州委員会の欧州議会／理事会へのレポートより

欧州委員会は2023年2月に、水産CMO規則の実施についてのレポートを欧州議会と理事会に提出している[5]。

このレポート完成に先立って実施されたパブリックコメントでは、大部分の参加者が、消費者情報に関する義務の実施が不十分と指摘したという。EU全体での実施状況は不均一で、特に鮮魚店や外食・給食業者といった一部の業種では顕著と考えられている（同レポートP. 14参照）。

2.4　小括

以上のように、EUでは消費者や外食・給食業者に販売する生鮮・冷凍等の漁業産品に対し、漁獲域と使用した漁具の種類を表示するルールがある。情報を提示し、よりサステナブルな購買選択を促進させたい、というのがその目的である。

ただしその実施状況は国や業態により不徹底が見られ、改善が課題となっている。

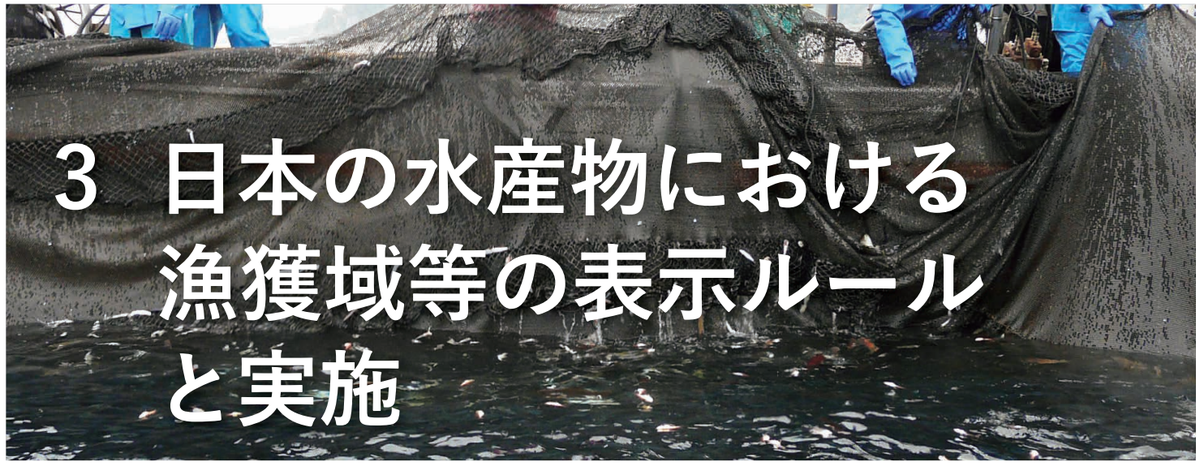

3　日本の水産物における漁獲域等の表示ルールと実施

次に、日本の漁獲域等の表示のルールと実施状況について確認しておきたい。

3.1　食品表示基準による漁獲域等の表示ルール

日本で販売される水産物の原産地表示のルールは、食品表示法に基づく「食品表示基準」[11]により定められている。

生鮮食品に該当する水産物への原産地表示のルール

生鮮の水産物全般に原産地表示が義務づけられたのは2000年3月制定の「生鮮食品品質表示基準」による（同年7月から適用）。EUの水産CMO規則104/2000の漁獲域等の表示ルールは2002年1月から適用されているので、開始されたのは日本のほうが早い。

現在の食品表示基準では、生鮮食品※2に該当する水産物について、原産地として右のとおり表示することになっている。

【食品表示基準　第18条より】

原産地	次に定めるところにより表示する（中略） 三　水産物 イ　国産品にあっては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、水域名の表示が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。 ロ　イの規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができる。（後略）

このように、国産品の場合は原則として水域名を表示することになっている。そして水域名の表示が困難な場合に、水域名のかわりに港名やその都道府県名とすることができる。

※2　冷蔵の生鮮品のほか単なる冷凍品も、食品表示基準における「生鮮食品」に含まれる。

輸入品の場合は、原産国名を表示することが必要である。水域は原産国名に「併記することができる」となっている。

具体的な水域名については、2003年6月に水産庁が設けた検討会「水産物表示検討会」の名義で「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」[12]が示されている。表示基準において水域名を表示することになっているにも関わらず、「大半の品目で水揚げ港の属する都道府県名が表示されているため、消費者のニーズに十分対応できていない」（同ガイドライン「1. 趣旨」）という認識に立ち、生産水域名の表示を推進する趣旨で出されたものである。

日本周辺の水域名については、次のように整理と例示がされている。

ア　一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名
　（例）千葉県沖、銚子沖、北陸沖、山陰沖等
イ　一般に知られている個別水域の名称
　（例）陸奥湾、富山湾、紀伊水道、玄界灘、琵琶湖、石狩川等
ウ　我が国漁獲統計海区に準じた水域名

日本周辺以外の世界の水域名については、次のように整理と例示がされている。

ア　「FAO漁獲統計海区」（FAO Fishing Area）の水域名
イ　国名＋沖（水域、近海）の水域を表す名称（当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。）
　（例）ニュージーランド沖、ペルー沖等
ウ　一般に知られている個別水域名
　（例）地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

輸入品については「原産国」を表示することとなっている。食品表示基準のQ&A（生鮮-30）では、以下の囲みに示すように、「漁ろう活動が行われた国及び漁獲を行った船舶が属する国が原産国」となっている。

【食品表示基準　Q&A「第3章 生鮮食品」より】

（生鮮－30）水産物で輸入品の原産国はどのような基準で判断するのですか。
（答）
1　世界税関機構（WCO）の協定に基づき、関税法施行令及び関税法施行規則では、「一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品」については当該漁ろう活動が行われた国（領海が属する国）、「一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物」については、当該船舶が属する国が原産国であるとされています。また、「選別、仕分け及び包装したもの」、「単なる混合及び切断」、「輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他のこれらに類する包装容器に詰めること」、「単なる混合」等は加工処理されたものに含まないものとしています。
2　水産物の輸入品についての原産国表示をする場合は、このような国際ルールに基づいて、**漁ろう活動が行われた国及び漁獲を行った船舶が属する国**が原産国となります。
3　なお、第三国経由で輸入されたり、第三国で単なる切断、冷凍等の行為が行われても、これらは原産国を変更することにはならず、上記2の国が原産国となります。

なお食品表示基準では、養殖の場合は「養殖」、解凍品は「解凍」と表示するルールも規定している。

加工食品に該当する場合の水産物の原産地表示のルール

加工食品については、「原料原産地表示」が必要とされており、その食品に使用した重量割合が第一位の原料の原産地を表示することになっている（食品表示基準　第3条）。

対象原材料が生鮮水産物である場合には、「国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国」を表示する。ただし国産品に関しては国産である旨を表示するかわりに、「生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名でもよい。輸入された水産物の場合は原産国名に水域名を併記することができる。

3.2　原産地表示の実施状況

スーパーマーケットの鮮魚売り場で、天然漁獲（つまり養殖以外）の鮮魚の原産地表示を確認してみよう。表示されているのは水域だろうか。

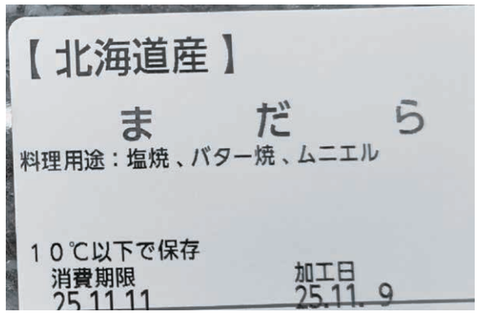

写真3　マダラ（北海道産）のラベル

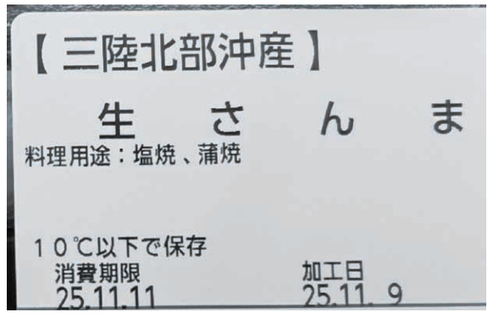

写真4　生さんま（三陸北部沖産）のラベル

筆者が住む東京都内のスーパーで目にすることが多いのは、都道府県名、または外国名である。写真3で示す「まだら」のラベルは、水域名であれば「北海道沖」、あるいは「北海道沖太平洋」「北海道沖日本海」といった表示となるところ、陸揚げ港が属する都道府県名である「北海道」となっている。

北海道（水産林務部水産局漁業管理部）らが発行している「北海道水産資源管理マニュアル」[13]では、マダラを日本海、太平洋、オホーツクの3つの海域に分けて評価しており、ありがたいことにいずれの海域でも最新の2025年度において資源は「高水準」となっている。仮に将来、海域によって資源状態が異なる場合には、「北海道沖日本海」「北海道沖太平洋」といった表示があれば、資源状態に応じた商品選択ができる。

このマダラの例のように、国内で漁獲された水産物については、水域名ではなく「水域名の表示が困難な場合」に用いる「都道府県名」を表記する場合が多いようだ。先に紹介した「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」（2003年）の「1. 趣旨」で指摘しているとおりである。

写真4の「生さんま」のラベルでは、「三陸北部沖」と、原則どおり水域名となっている。これは2011年に水産庁が定めた「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」（3.3で紹介する）に準じる表示である。

写真5のアサリの事例は、「中国産」とある。食品表示基準のルールどおり、海域ではなく原産国が表示されている。EUのルールならば「漁獲域：黄海」等と表示され、その代わり「中国産」とは表示されない。なお食品表示基準が適用される日本においてこの商品に「中国産」抜きで「黄海」とだけ表示した場合、日本の漁業者が黄海で漁獲したという意味になるため、表示基準違反となってしまう。

写真5　アサリ（中国産）のラベル

3.3　事業者間取引における表示

スーパーのバックヤードで生鮮水産物の表示のラベルを作る担当者は、その鮮魚の容器（多くの場合、発泡スチロール箱）に表示された原産地か、または仕入先から提供される送り状・納品書等に表示された情報をもとに表示をしている。

食品表示基準では、事業者間で取引される商品、例えば鮮魚を発泡スチロールの箱に納められた形で流通する場合にも、原産地情報を表示することが義務づけられている。消費者向けの商品の場合は容器包装か隣接する掲示等によって表示する必要がある（同第22条）が、事業者間で取引するもの（例えば発泡スチロールの箱に入れた鮮魚）の場合には、送り状または納品書に表示してよい（同第22条2）。

食品表示基準は「食品関連事業者」に義務を課す。小売業者だけでなく、加工業者や卸売業者も「食品関連事業者」に含まれる。一方、漁業者が「食品関連事業者」に含まれるか、産地表示の義務があるのかは、食品表示基準やそのQ&Aには明確な規定がないが、消費者庁によると、「業として」販売をするのであれば漁業者も表示義務があるとのことだった[※3]。

水産物にはさまざまな流通経路があるが、海面漁業による生鮮水産物の日本の典型的な流通経路（市場流通）を図示すると図3のようになる。漁業者は漁獲した魚を産地市場や漁協に出荷する。受け取った産地市場荷受・漁協は、セリ・入札等によって市場の買受人に売り渡す。産地市場の買受人は消費地市場の関係者からみると「産地出荷者」であり、発泡スチロール製の箱に氷とともに箱詰めし、消費地に出荷する。この発泡スチロール箱の荷姿でスーパーの店舗まで届く場合が多い。この箱に産地が表示されていれば、スーパーのバックヤードの担当者は、消費者に販売する商品への産地表示の根拠にできる。もう一つの手段は事業者間で受け渡しされる伝票（食品表示基準では「送り状又は納品書等」）である。品名・数量とともに産地を表示する。

※3　消費者庁に電話で問い合わせした結果（2025年11月11日）

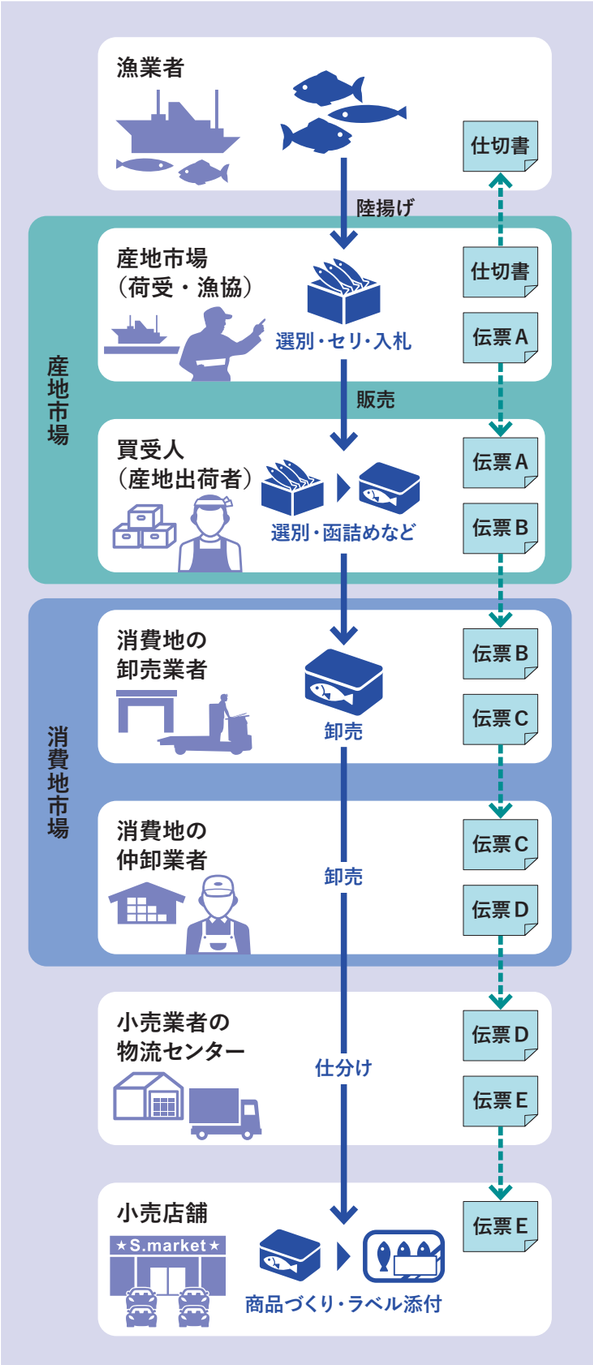

図3　海面漁業由来の水産物の流通経路と情報伝達

図4は、宮城県にある産地市場・気仙沼市魚市場の荷受である気仙沼漁業協同組合が、買受人に対して提供する計算書の見本である。「産地・漁場」の欄がある。そこが空白な生鮮魚介類は「気仙沼漁港」が原産地となる旨の注意書きがされている。

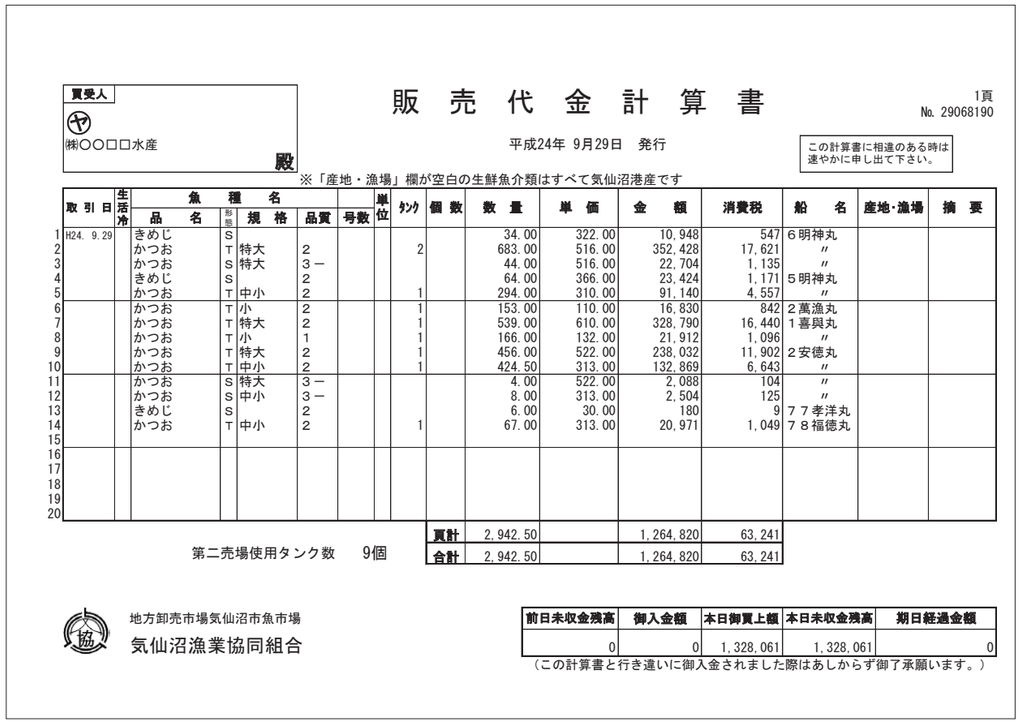

買受人
㈱〇〇□□水産　殿

販　売　代　金　計　算　書

1頁
No. 29068190

平成24年 9月29日　発行

この計算書に相違のある時は速やかに申し出て下さい。

※「産地・漁場」欄が空白の生鮮魚介類はすべて気仙沼港産です

	取引日	生活冷	魚種名 品名	形態	規格	品質	号数	単位	タンク	個数	数量	単価	金額	消費税	船名	産地・漁場	摘要
1	H24. 9. 29		きめじ	S							34.00	322.00	10,948	547	６明神丸		
2			かつお	T	特大	2			2		683.00	516.00	352,428	17,621	〃		
3			かつお	S	特大	３－					44.00	516.00	22,704	1,135	〃		
4			きめじ	S		2					64.00	366.00	23,424	1,171	５明神丸		
5			かつお	T	中小	2			1		294.00	310.00	91,140	4,557	〃		
6			かつお	T	小	2			1		153.00	110.00	16,830	842	２萬漁丸		
7			かつお	T	特大	2			1		539.00	610.00	328,790	16,440	１喜與丸		
8			かつお	T	小	1			1		166.00	132.00	21,912	1,096	〃		
9			かつお	T	特大	2			1		456.00	522.00	238,032	11,902	２安徳丸		
10			かつお	T	中小	2			1		424.50	313.00	132,869	6,643	〃		
11			かつお	S	特大	３－					4.00	522.00	2,088	104	〃		
12			かつお	S	中小	３－					8.00	313.00	2,504	125	〃		
13			きめじ	S		2					6.00	30.00	180	9	７７孝洋丸		
14			かつお	T	中小	2			1		67.00	313.00	20,971	1,049	７８福徳丸		
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
										買計	2,942.50		1,264,820	63,241			
										合計	2,942.50		1,264,820	63,241			

第二売場使用タンク数　9個

地方卸売市場気仙沼市魚市場
気仙沼漁業協同組合

前日未収金残高	御入金額	本日御買上額	本日未収金残高	期日経過金額
0	0	1,328,061	1,328,061	0

（この計算書と行き違いに御入金されました際はあしからず御了承願います。）

図4　産地市場荷受・漁協が買い手に対して提供する伝票（計算書）の事例
出典：気仙沼漁業協同組合のホームページより　http://www.kesennuma-gyokyou.or.jp/pdf/kaituke_Sample.pdf

多くの場合、日本の漁業者が漁獲した水産物の原産地表示のもとになる情報を最初に記載しているのは、漁業者ではなく、漁業者から最初に受け取った事業者、すなわち気仙沼市魚市場における気仙沼漁協のような産地市場荷受であると思われる。

水産物に限らず、事業者間でモノの取引をする場合、モノの名称や数量を記載した「納品書」「送り状」といった書類が売り手によって作成され、買い手に渡される。呼び方はさまざまであるが、図3では「伝票」とした。各段階の事業者間でそれぞれ伝票が渡される。しかし漁業者と産地市場荷受との間だけは売り手から買い手への伝票が発生しない。そのかわり、産地市場荷受は取引のあとで、品名（魚種名）、重量、を記載した「仕切書」を発行する（市場や品目によっては、受け取った段階でいったん魚種名や重量を記した「荷受票」等と呼ばれる書類を提供する場合もある）。多くの場合、魚を計量して品名や重量を記録するのを産地市場荷受や漁協に委ねているためである。

産地市場荷受・漁協の担当者は、いつも同じ水域で漁獲する漁船ならば（沿岸漁業の多くはこれにあたる）、漁業者から陸揚げのたびに水域の情報伝達を受けなくても「〇〇県沖」と特定できる。

一方、サンマ漁業やカツオ・マグロ漁業では、漁船が海洋上を広く移動して魚を探し、漁獲をする。水域は漁業者にしかわからない。それを正しく把握して伝達するためには、産地市場荷受の職員が漁船の関係者から主に口頭（電話など）で聞き取ってメモをして漁獲水域を記録する、といった取組みが必要となる。

東日本太平洋側の市場では、2011年3月の福島第一原発の事故のあとで、放射性物質残留への懸念に対応するため、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」どおりの「日本太平洋北部」より詳細な水域名の情報伝達が買い手側から求められた。そこで、2011年に水産庁が定めた「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」[14]の区分（図5）により、漁獲水域を記録している。

具体的には、漁業者から緯度・経度を聞き取り、それをもとに、その日の陸揚げされた漁獲物の漁獲水域を特定し記録する。現時点では、放射性物質への懸念の観点から漁獲水域の伝達を求められることは少ないと思われるが、産地市場荷受では継続的に記録され、買い手側から依頼があれば産地市場荷受の名義で発行する「販売証明書」に記載するなどして伝達している。

先に掲げた「生さんま」のラベル（写真4）は、このような事情によって水域「三陸北部沖」が表示されている。ただ、小売店によってはサンマやカツオであっても「北海道」「岩手県」等と道県名での表示がされる場合がある。流通のどこかの段階で、道県名に置き換えられてしまうのかもしれない。

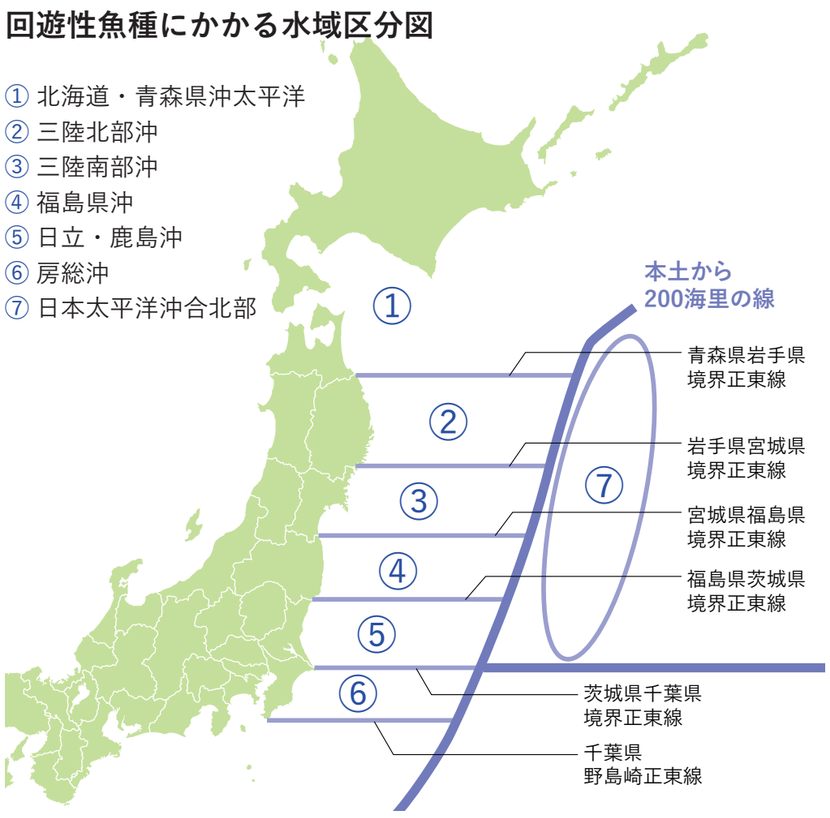

図5　「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」による水域区分
出典：水産庁「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」2011年10月
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/190228.html

3.4　小括：日本とEUの漁獲域等の表示の共通点と相違点

以上のように、日本の生鮮水産物の原産地表示のルールにおいても、原則としてEUと同じく「水域」を表示する。しかし「水域名の表示が困難な場合」には、漁港名や都道府県名の表示でよいことになっている。結果として、水域が表示される商品は限られ、都道府県の表示となっていることが多い。水域を表示するのが困難なのかというと、実際に水域名表示に取り組んでいる事例もあり、技術的に困難とは思われない。ただ、「〇〇県」でよいならそのほうが小売店を含め流通業者によって手間がかからずに済むだろう。そのため現在の「〇〇県」表示が多い状況が生じていると思われる。

また塩蔵品・乾燥品・燻製品については、EUにおいては漁獲域名を表示するルールだが、日本の食品表示基準では加工食品のルールが適用されるので、原料が国産なら「国産である旨」、輸入品なら原産国を表示する。水域も表示可能だが、必要ではない。

表1　海面漁業由来の水産物への漁獲域または原産国の表示のルール：EUと日本の比較

	EUのルール ※域内産品・輸入品の区別はない	日本のルール	
		国産品	輸入品
水産物の生鮮品・冷凍品	漁獲域名	水域名を表示 （困難な場合は、港名又は港が属する都道府県名でも可）	原産国名
水産物の塩蔵品・乾燥品・燻製品	漁獲域名	**原料が国産の生鮮品・冷凍品の場合** 国産である旨（水域名称、陸揚げ港、その都道府県名でも可） **原料が輸入品の生鮮品・冷凍品の場合** 原産国名（水域を併記可） **原料が加工品の場合** 「国内製造」または「〇〇製造」（〇〇は原料の原産国名） **加工品として輸入された場合** 加工品の原産国名	
水産物の調整品	不要＊		

＊EUのルールでは調整品には漁獲域名は不要。加工国名の表示（made in xxx）も基本的に不要。ただし動物由来食品（魚介類の加工品含む）には製造所識別記号を表示するルールがあり、ここには国名コードが含まれる。これにより最終製品を加工した国・製造所を特定できる。

4　事業者間の情報伝達とトレーサビリティ

4.1　事業者間の情報伝達とトレーサビリティを義務づけるEUのルール

EUにおいては、漁獲域・漁具の情報を、消費者に販売される商品に表示するだけでなく、事業者間で取引に伴って情報伝達し、かつ各事業者が記録を残すルールがある。

漁業コントロール規則1224/2009[15]（以下、規則1224/2009。第58条の対訳は資料1 P. 37- 参照）はその第58条第5項と第6項において、水産物を取引する事業者間で伝達する必要のある情報やその方法を定めている。2009年に定められたこの規則1224/2009は、2023年に欧州議会で可決された改正法である規則2023/2842によって改正されることになった[16]。多くの条項は2026年1月10日から適用され、第58条も同様である。以下2026年1月10日から適用されている条文により説明する。

対象産品の範囲は貿易品名コードが03から始まる産品であり、水産物の生鮮・冷蔵品、冷凍品、活魚、塩蔵品、乾燥品、燻製品が該当する。調製品（缶詰、練り製品など）は対象外である（今後別のルールが定められることになっている）。日本の食品表示基準の「生鮮食品」の範囲に近いが、塩蔵品・乾燥品・燻製品も対象になる点が異なる。

第5項の(a)から(h)で、事業者が伝達する必要のある情報項目を述べている。このなかの(e)に漁獲域、(f)に漁具のカテゴリーが定められている。それだけではなく、漁業産品においてはロットの識別記号、漁業航海識別番号、魚種コード（FAOが定めたアルファベット3文字のコード）と学名、漁獲日、重量または数量を伝達する必要がある。

第6項は伝達の方法を定めている。事業者は、供給先の事業者にデジタル形式で伝達する。また要求を受けた場合には管轄当局にもデジタルで提供する。

この第58条は、水産物を扱う事業者に対して情報伝達だけでなく、トレーサビリティを要求する。事業者は、水産物をロットとして扱い、表示し（例えばロット識別番号を表示する）、その供給元・供給先を記録する（第58条第1～3項）。

第56a条にはロットの構成のルールがある。市場に出す段階では、合同関税品目分類表の第3章に該当する漁業製品は、原則として単一の魚種、同一の製品体裁であって、同一の漁獲域、同一の漁船または漁船グループに由来する製品によって1つのロットを構成する。市場に出されてからは（つまり産地市場等での最初の取引のあとで）、それらを統合できるが、もとのロットとその重量の記録を保持し、提供可能にする必要がある。

こうしたトレーサビリティのルールの基本は、2009年制定の規則1224/2009により初めて設けられた[※4]。ただし第6項の「デジタル形式で」というのは、2026年1月からの新たな義務となる。

※4　それ以前の漁業コントロール規則には、漁業者から最初に購入した事業者が販売記録を作成する義務はあったものの、その先の流通段階の事業者に対するトレーサビリティの義務づけはなかった。

EUは、2002年に定めた「食品法の一般原則を定める規則178/2002」により、全食品を対象に、基礎的なトレーサビリティを義務づけた。具体的には、供給元と供給先を特定できる仕組みを備え、要求があったときに管轄当局に情報を提供することである。品目によっては、これに上乗せする形でより強いトレーサビリティが求められている。

水産物はその上乗せルールを有する品目の1つであり、2009年に定められた漁業コントロール規則1224/2009の第58条によって、より高いレベルのトレーサビリティの取組みが必要となっている。

EUの水産物のトレーサビリティは、食品安全確保の支援だけでなく、不正に対するコントロールを可能にし、消費者への正確な情報提供や、IUU漁業を排除することも目的としている[※5]。

※5　2023年の改正によって書き加えられた規則1224/2009の前文に、次の記載がある。
「トレーサビリティは、食品安全目的だけでなく、コントロールを可能にし、消費者の利益を保護し、IUU漁業に対処し、公正な競争の確保に貢献するためにも重要である」

先に述べたデジタルによる情報伝達と並び、2023年の改正（2026年1月10日からの施行）によって導入されるのは、「漁業航海識別番号」（the unique fishing trip identification number）の記録・伝達である。漁業航海識別番号とは、漁船の航海（港を出てから港に戻るまで）に対して割り当てられる固有番号である。すべての漁船の船長は、航海ごとに漁業操業日誌と陸揚げ申告書を作成する。漁業航海識別番号は、この両方に記載する。そして漁業操業日誌は入港前に、陸揚げ申告書は陸揚げ完了から24時間以内に、旗国の管轄当局にデジタルで提出する。

これにより管轄当局は、市場に流通する漁業産品から、その由来となる漁業航海の漁業操業日誌と陸揚げ申告書を特定し、照合することができる。

なお輸入される漁業産品については、EUが2010年1月から要求している「漁獲証明書」に漁獲域を記載する欄があり、その情報は漁船旗国政府が検証し認証することになっている。この漁獲証明書はもともと書面に署名・押印というアナログな形態であったがデジタル化が進められている。2026年1月からは“CATCH”という名前のEU側が設けているシステムに情報を入力し提出することになった。日本を含め第三国は、2026年1月以降も引き続き書面に署名・押印をする形で漁獲証明書を作成し提出することもできるが、その場合はEUの輸入業者がCATCHのフォームに漁獲証明書の記載内容を入力することにより、デジタル化する必要がある。CATCHに提出されデジタルデータとなった漁獲証明書には、CATCHにより固有のIDが割り当てられる[17]。輸入した漁業製品をEU域内で取引する際には、規則1224/2009第58条の定めにより、漁獲域・漁具のほか、この漁獲証明書のIDを伝達する。

規則1224/2009第58条トレーサビリティの2015～2019年ごろの実行状況

規則1224/2009の第118条は、各加盟国政府に対し、5年ごとに、この規則の適用に関する報告書を欧州委員会に提出すること、さらに欧州委員会が報告書（以下、第118条報告書）をまとめて所見を加え、欧州議会および欧州理事会に提出することを求めている。現時点で公開されているのは2015～2019年を対象とする各国が欧州委員会に提出した報告書[18]である。それによると、デンマークは「船舶から小売店まで導入されている」と断言している。フランス、イタリアは、事業者の実施状況には言及せず、政府の取組状況を回答している。スペインは回答していない。

これらの各国からの報告を受け、欧州委員会は第118条報告書のなかで、「トレーサビリティについては懸念が残っている」「コントロール規則に基づくトレーサビリティのルールの実施は、多くの加盟国にとって課題である」と認めている。その原因を次のように分析している[19]。

(i) サプライチェーンの管理を担当するさまざまな当局間の調整の不足
(ii) トレーサビリティ規定への適合性についての解釈の相違
(iii) 一般食品法のトレーサビリティ規定に関する混乱

こうした認識のもと規則1224/2009が改正されている。

2026年1月10日からの実施

第58条の第5項で定める情報をデジタルデータとして事業者間で伝達するうえで、またロットにロット識別番号等を表示して各事業者が効率的かつ正確に読み取って利用できるようにするうえでは、そのデジタルデータや自動認識媒体（例えばバーコード、QRコード）の標準を定めることが合理的であると考えられる。例えば日本でも、牛トレーサビリティ法の実施に伴って、業界団体が、牛の個体識別番号、品名、重量等の情報を事業者で記録し伝達するためのバーコードの規格（GS1の規格に基づくもの）を作っている。

実際、第58条の第12項では、「第6項に従って第5項に規定する情報の記録及び送信に関する最低限の技術要件」や、「漁業・養殖製品のロットのトレーサビリティ情報を、ロットにマークし物理的に貼付する方法」についての委任規則を定める権限を欧州委員会に与えている。その原案は、欧州の水産物流通の各団体の業界団体で構成される協議会Market Advisory Council（MAC）が主催するミーティングで説明され、グローバルないし国際的なデータ規格の利用や、識別ツールの利用可能性に言及されていた[20]。

しかし、2025年10月17日付の欧州委員会による規則1224/2009の実施規則2025/2196[21]には、規則1224/2009が委任規則で定めることを示唆していたさまざまな規定を定めながら、第58条の実施に関わる規定が含まれていない。

2025年10月14日には、MACのメンバーでもある4つの団体が連名で、規則2023/2842に基づくデジタルトレーサビリティ義務の延期に関する緊急要請を発表した[22]。デジタルトレーサビリティの目的に対しては全面的に賛成としながらも、法的・技術的な枠組みが未整備であり、2026年1月10日からの実施は不可能、と主張している。そしてデジタルに関わる規定の適用を延期し、現在の実施規則404/2011の第67条第1-10号の規定を維持するよう、提案している[※6]。

今後、第58条のトレーサビリティおよび情報伝達が、どのように実施され普及するのか、注目される。

※6　2025年12月1日にMACのワーキンググループが開催され、DG-MARE や業界団体の関係者が出席し、話題となった。https://marketac.eu/events/working-group-2-16/

4.2　日本における事業者間の漁獲情報の伝達とトレーサビリティ

食品表示基準による原産地表示には、記録に基づいて検証できる保証がない

日本の水産物の取引においても、表示または伝票によって原産地情報が伝達される。なお食品表示基準においては「伝達」という言葉は基本的に使っておらず（食品表示基準に「伝達」という単語が登場するのは米トレーサビリティ法を引用する箇所のみである）、送り状や納品書で伝える場合にも送り状や納品書に「表示」するよう求めている。

ただし、仕入先から伝達された情報が残るとは限らない。

小売店では、水産物が納められてきた発泡スチロールや段ボールの箱から鮮魚を取り出し、私たち消費者が手に取る商品を作る。このとき箱に表示されていた原産地情報に基づいてラベルを作ったとすると、箱の処分とともに、根拠となる原産地等の情報が消える。

送り状や納品書に原産地が書かれていて、それに基づいて表示をした場合には、比較的保存されやすい。食品表示基準にも「食品関連事業者等は、（中略）その販売する食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない」（第41条2）とあり、送り状や納品書の保存を促しているが、努力義務に留められている。このため、食品表示基準のルールだけでは、産地表示の正しさを記録に基づいて検証できる保証がない。

水産流通適正化法による情報伝達とトレーサビリティ

2020年に成立し2022年から施行されている「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（以下、水産流通適正化法）は、特定の水産物（特定第一種水産動植物）を対象に、密漁品や報告義務違反の水産物の流通を妨げるため、アワビ・ナマコ・シラスウナギには「漁獲番号」を、クロマグロの場合には「漁船名＋陸揚げ日＋産地重量」を情報伝達する義務が設けられている。

密漁品や報告義務違反の水産物の流通を妨げるため、流通の各段階の事業者に情報伝達と記録保存を求めるという点で、EUの規則1224/2009のトレーサビリティ第58条と共通している。

表2　日本の水産流通適正化法とEUの規則1224/2009第58条（改正後）の比較

	日本　流適法（第一種第一号） アワビ、ナマコ	日本　流適法（第一種第二号） 太平洋クロマグロ	EU（漁業製品の場合）
施行	2022年12月から	2026年4月から	2011年1月から ※ただし以下の**青字**の事項は2026年1月から
水産製品の識別	漁業者等が漁獲番号を割り当てる ※漁獲番号＝採捕者の届出番号＋取引年月日＋ロット固有番号	• 1尾ごとに識別 • 漁船名＋陸揚げ日＋産地重量、またはタグのIDで識別	ロットの識別番号を割り当てる
水産物への識別番号等の添付義務	なし （漁獲番号等を現品に表示する義務はない）	なし （タグの利用は可能）	あり （各ロットのトレーサビリティを確保するための表示が必要）
事業者間の情報伝達	以下の情報を伝達 （デジタルでも書類でも可） • 漁獲番号または荷口番号 • 名称 • 漁獲番号又は荷口番号 • 譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称 • 重量又は数量 • 譲渡し、引渡しをした年月日 【食品表示基準】 • 原産地（水域）	以下の情報を伝達 （デジタルでも書類でも可） • 名称 • 船舶等の名称 • 個体の産地重量 • 陸揚げ日 【食品表示基準】 • 原産地（水域）	以下の情報を**デジタルで**伝達 • ロット識別番号 • **漁業航海識別番号** • 魚種コードと学名 • 漁獲域 • 漁具のカテゴリー • 漁獲日 • 重量または数量
流通事業者の管轄当局への情報伝達義務	なし （立入検査の権限を定めているが、管轄当局に対し情報伝達する義務は定めていない）		管轄当局が求めたとき （内容は事業者間と同様。**デジタルで**）
トレーサビリティのための記録	取引記録（漁獲番号含む）の作成、保存	取引記録（船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日含む）の作成、保存	ロットの取引記録（漁獲番号含む）の作成、保存
漁業者の管轄当局への報告義務	なし	本数を3日以内に報告 （漁業法による）	漁業操業日誌と陸揚げ申告を電子的に提出

注：2025年12月からシラスウナギも制度適用となった（第一種第一号）。ただし範囲はシラスウナギの採捕者から養殖業者までに限られるため、表からは省いている。

大きく異なるのは、次の点である。

- EUは対象が水産物全般であり、日本は一部の魚種のみが対象であること
- ロット識別情報の水産物への表示義務の有無（日本にはなく、EUにはある）
- 漁業者による漁獲量報告義務の有無。EUにはあり、流通法にはない（ただしクロマグロとシラスウナギについては、漁業法や条例により報告義務が定められている）
- 情報伝達の手段。EUにおいては2026年1月からデジタルでの伝達を求める。
- EUは消費者に伝達する漁獲情報（漁獲域と漁具）を事業者間で伝達し記録を残すことを義務づけている。日本の水産流通適正化法は、食品表示基準による原産地とは関係しない。

日本の水産流通適正化法は、運用が始まってまだ3年であり、対象魚種や取り組む事業者の範囲は限られている。今後、対象魚種を拡大する際などに、4.1で紹介したEUのルールや実施状況（もちろん実施が不徹底であることや、デジタルでの義務づけの一方で法的・技術的な枠組みが未整備と業界から批判されていることもふくめ）を参考にする余地があると思われる。

5 まとめ

以上、水産物の漁獲域と漁具の消費者への情報伝達について、EUと日本のルールと実施状況を見てきた。

要約

日本のルールでは、国産の場合は水域を表示することを原則としながら、困難な場合には漁港やその都道府県名に代えることができる。外国産の場合は国名を表示する。EUのルールではEU域内産か否かに関わらず、漁獲域と漁具の表示を義務づけている。

EUにおける実施状況は、国や業態によりばらつきがある。日本はEUと比べると表示の実施そのものは普及しているが、困難であるか否かに関わらず水域表示ではなく都道府県名の表示をする事例が多いと見受けられる。2003年に水域表示を促すためのガイドラインが設けられたが、原則どおりの水域表示は一部に留まっている。普及のためには、まず漁業者が産地市場荷受等へ水域情報を伝達することが重要である。

小売段階での水域等の表示を可能にするために、事業者間取引での原産地情報の伝達を義務づけているのは日本・EUで変わらない。大きく異なるのはその検証可能性である。日本の食品表示基準では表示の根拠となる記録の保存が努力義務に留められている一方、EUはトレーサビリティ確保を義務づけ、かつ2026年1月からデジタルでの記録・伝達を義務づける。

漁獲域・漁具の表示の消費者にとっての必要性

日本の食品表示基準は、「食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項」（食品表示法 第4条）を定めている。多くの消費者が、水産物の合理的な選択のために「水域（陸揚げ港の都道府県名や原産国ではなく）や漁具を表示してほしい」と望むなら、将来、基準の見直しが検討される可能性がある。もちろん現状でも資源評価に対応した水域や漁具を表示することはできる。

では日本の消費者は、水域や漁具の表示を望んでいるだろうか。水域や漁具が表示されたら、「持続可能な漁業に由来する水産物を購入する」という合理的な選択のために、それらの表示を重視するだろうか。

欧州委員会海洋漁業総局が委託して2024年に実施されたユーロバロメータ調査[23・※7]には、「漁業産品の由来（origin）に関して、あなたが最も関心のある情報は何ですか」との設問がある。回答者の39%が「その魚が漁獲された海域」を選択した。これは「EU産か非EU産かの区別」21%、「最後に加工された国」15%、「魚が陸揚げされた国」13%、「漁船の旗国」4%よりも多い。現在の漁獲域表示の義務づけが支持されているという結果になっている。

※7　ユーロバロメータ調査は、欧州連合（EU）加盟国の市民を対象に、EUの政策、社会問題、経済状況、市民意識などに関する世論を継続的に調査する、定期的な世論調査。

Regarding the origin of fishery products, what information interests you the most?

漁業産品の由来（origin）に関して、あなたが最も関心のある情報は何ですか？

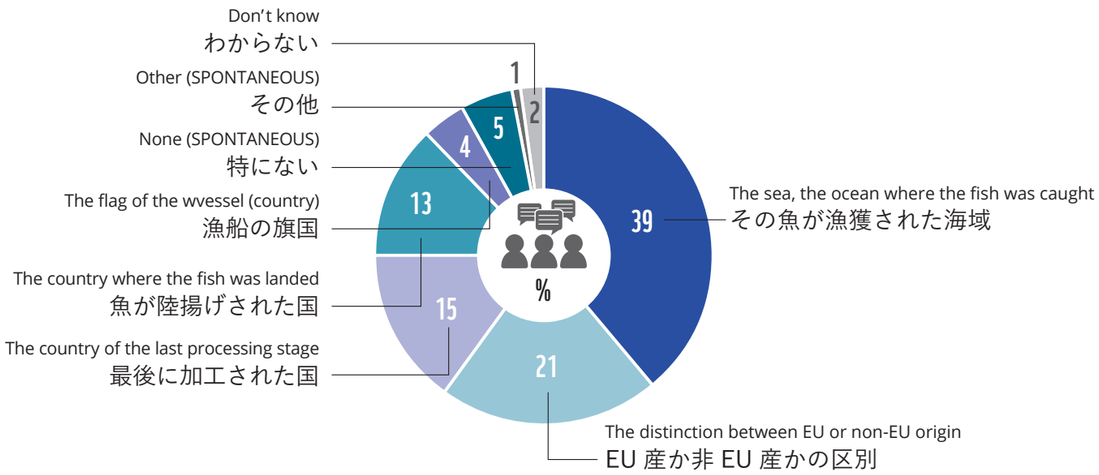

図6　漁獲産品の由来に関しEU市民が知りたい情報

出典：SPECIAL EUROBAROMETER 558. (Feb 2025). EU Consumer habits regarding fishery and aquaculture products. QB14. Report p.77. (https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/3213)

日本にはまだ、消費者を対象とした類似の調査の事例がないようである。

水産物に限らず、食料の価格や生産の持続可能性への消費者の関心が高まっている今、国産・輸入に関わらず、漁獲域や漁具の表示を普及させる必要性について、再度検討すべきと考える。

参考文献

1. 水産庁「令和７年度 サンマ長期漁海況予報（道東～常磐海域）」2025年７月29日　https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/sigen/250729.html

2. 水産研究・教育機構「水産資源に関する情報」　https://www.fra.go.jp/shigen/fisheries_resources/

3. Regulation (EU) No 1379/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the common organisation of the markets in fishery and aquaculture products, amending Council Regulations (EC) No 1184/2006 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulation (EC) No 104/2000　https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2013/1379/oj/eng

4. Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC　https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2013/1380/oj/eng

5. REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Implementation of Regulation (EU) No 1379/2013 on the common organisation of the markets in fishery and aquaculture products
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52023DC0101

6. Council Regulation (EC) No 104/2000 of 17 December 1999 on the common organisation of the markets in fishery and aquaculture products
漁業・養殖産品の市場の共通機構に関する理事会規則（EC)第104/2000　https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2000/104/oj/eng

7. Commission Regulation (EC) No 2065/2001 of 22 October 2001 laying down detailed rules for the application of Council Regulation (EC) No 104/2000 as regards informing consumers about fishery and aquaculture products　https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2001/2065/oj/eng

8. 欧州委員会（2014）A pocket guide to the EU’s new fish and aquaculture consumer labels
https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/document/download/168aa1fc-03df-45de-be68-cc42e39dc678_en

9. https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/les-fiches-pratiques/etiquetage-des-produits-de-la-mer-et-deau-douce-les-regles-connaitre

10. https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/laction-de-la-dgccrf/les-enquetes/produits-de-la-peche-et-de-laquaculture-une-information

11. 食品表示基準　https://laws.e-gov.go.jp/law/427M60000002010

12. 水産物表示検討会（水産庁主催）「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」2003年６月
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisen.html
現在は表示のルールは消費者庁が管轄しているが、消費者庁のホームページでもこのガイドラインへのリンクを示している。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/

13. 北海道「北海道水産資源管理マニュアル」https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/shigen_manual.html

14. 水産庁「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」2011年10月　https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/190228.html

15. Council Regulation (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Community control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy, amending Regulations (EC) No 847/96, (EC) No 2371/2002, (EC) No 811/2004, (EC) No 768/2005, (EC) No 2115/2005, (EC) No 2166/2005, (EC) No 388/2006, (EC) No 509/2007, (EC) No 676/2007, (EC) No 1098/2007, (EC) No 1300/2008, (EC) No 1342/2008 and repealing Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1627/94 and (EC) No 1966/2006
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2009/1224/oj

16. Regulation (EU) 2023/2842 of the European Parliament and of the Council of 22 November 2023 amending Council Regulation (EC) No 1224/2009, and amending Council Regulations (EC) No 1967/2006 and (EC) No 1005/2008 and Regulations (EU) 2016/1139, (EU) 2017/2403 and (EU) 2019/473 of the European Parliament and of the Council as regards fisheries control
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/2842/oj/eng

17. EUが公開しているCATCHについてのFAQ、およびCATCHのマニュアルに基づく。
CATCH FAQ　https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/document/download/523c3192-ad1c-401a-823f-6b73c4ca9b14_en?filename=FAQ-amendment-IUU-Regulation_en.pdf
CATCHマニュアル　https://webgate.ec.europa.eu/imsoc-guide/tracesnt-help/Content/en/documents-certificates/catch/before-starting-with-catch.html

18. Synopsis Report of data provided by Member States according to article 118(1) of Council Regulation (EC) No. 1224/2009
https://circabc.europa.eu/ui/group/be3aa2c6-c65e-4c06-bd62-7967611bf2d2/library/2c118750-ade5-4f46-b899-ccacf6ba361c?p=1&n=10&sort=modified_DESC
上記のリンクから各国の報告書を入手することができる（質問は英語だが、回答は必ずしも英語ではなく、各国の言語の場合がある）。

19. REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL on the application of Council Regulation (EC) No 1224/2009 establishing a Union control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy as required under Article 118 for the period 2015-2019
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2021:316:FIN（4-5ページ）

20. MACのワーキンググループ２ 2024年12月２日会議資料　https://marketac.eu/events/working-group-2-12/

21. Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2196 of 17 October 2025 laying down detailed rules for the implementation of Council Regulation (EC) No 1224/2009 as regards access to waters and resources, control of fisheries, surveillance, inspection and enforcement, deduction of quotas and fishing efforts, data and information, and repealing Commission Implementing Regulation (EU) No 404/2011
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202502196

22. “Urgent Request for Postponement of Digital Traceability Obligations under Regulation (EU) 2023/2842 due to Critical Implementation Deficiencies and Legal Uncertainty”
https://www.eapo.com/swfiles/files/download.php?myfile=EUSeA-Joint-Request-to-Postpone-Digital-Traceability-Implementation-Regulation-EU-2023-2842.pdf

23. Eurobarometer“Consumer habits regarding fishery and aquaculture products”, 2024年9-10月実施、2025年２月公表。
https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/3213

資料1

和訳作成：一般社団法人 食品需給研究センター　酒井　純

漁獲情報の伝達と表示に関わるEU規則の条文の対訳

■水産CMO規則1379/2013　第35条と第38条

Regulation (EU) No 1379/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the common organisation of the markets in fishery and aquaculture products, amending Council Regulations (EC) No 1184/2006 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulation (EC) No 104/2000
https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2013/1379/2024-11-27

原文	和訳
Article 35　Mandatory information 1．　Without prejudice to Regulation (EU) No 1169/2011, fishery and aquaculture products referred to in points (a), (b), (c) and (e) of Annex I to this Regulation which are marketed within the Union, irrespective of their origin or of their marketing method, may be offered for sale to the final consumer or to a mass caterer only if appropriate marking or labelling indicates: (a) the commercial designation of the species and its scientific name; (b) the production method, in particular by the following words '… caught …' or '… caught in freshwater …' or '… farmed …' ; (c) the area where the product was caught or farmed, and the category of fishing gear used in capture of fisheries, as laid down in the first column of Annex III to this Regulation; (d) whether the product has been defrosted; (e) the date of minimum durability, where appropriate. The requirement in point (d) shall not apply to: (a) ingredients present in the final product; (b) foods for which freezing is a technologically necessary step in the production process; (c) fishery and aquaculture products previously frozen for health safety purposes, in accordance with Annex III, Section VIII, of Regulation (EC) No 853/2004; (d) fishery and aquaculture products which have been defrosted before the process of smoking, salting, cooking, pickling, drying or a combination of any of those processes.	第35条 必須情報 1．　規則1169/2011に影響を与えることなく、本規則の付属書Iのポイント(a)、(b)、(c)および(e)で言及されている漁業・養殖産品は、その由来または販売方法に関係なく、適切な表示またはラベルで以下が示されている場合にのみ、最終消費者または外食・給食業者に販売することができる。 (a) 魚種の商業的名称および学名。 (b) 生産方法、特に「…漁獲された…」または「…淡水で漁獲された…」または「…養殖された…」などの語句によって示されるもの。 (c) 産品が漁獲または養殖された地域、および本規則の付属書IIIの第一欄に定める漁業の捕獲に使用された漁具の種類。 (d) 産品が解凍されているかどうか (e) 該当する場合、最小耐久性の日付。 要件(d)は、以下のものには適用されない。 (a) 最終産品の原材料。 (b) 製造工程において冷凍が技術的に必要な工程である食品。 (c) 規則853/2004の付属書III、セクションVIIIに従って、健康安全上の目的で以前に冷凍された漁業・養殖産品。 (d) 燻製、塩漬け、調理、漬物、乾燥、またはこれらのいずれかの処理の組み合わせの工程の前に解凍された水産物および養殖産品。
2．　For non-prepacked fishery and aquaculture products, the mandatory information listed in paragraph 1 may be provided for retail sale by means of commercial information such as billboards or posters.	2．　包装されていない漁業・養殖産品については、第1項に掲げる義務情報は、看板やポスターなどの商業情報を通じて小売販売のために提供することができる。

原文	和訳
3．　Where a mixed product is offered for sale to the final consumer or to a mass caterer that consists of the same species but which has been derived from different production methods, the method for each batch shall be stated. Where a mixed product is offered for sale to the final consumer or to a mass caterer that consists of the same species but which has been derived from a variety of catch areas or fish–farming countries, at least the area of the batch which is most representative in terms of quantity shall be stated, together with an indication that the products also come from different catch or fish-farming areas.	3．　最終消費者又は外食・給食業者に、異なる生産方法により生産された同一魚種で構成される混合製品を販売する場合、各バッチの生産方法を明記しなければならない。最終消費者又は外食・給食業者に、同一種から構成されるものの異なる漁獲域又は養殖国で生産された混合製品を販売する場合、少なくとも数量的に最も代表的なバッチの産地を明記し、その産品が異なる漁獲域又は養殖国からも由来していることも併せて明記しなければならない。
4．　Member States may exempt from the requirements referred to in paragraph 1 small quantities of products sold directly from fishing vessels to consumers, provided that those do not exceed the value referred to in Article 58(8) of Regulation (EC) No 1224/2009.	4．　加盟国は、漁船から消費者に直接販売される少量の製品については、規則1224/2009第58条第8項に規定する価値を超えない限り、第1項に規定する要件を免除することができる。
5．　Fishery and aquaculture products and their packages which were labelled or marked prior to 13 December 2014 and which do not comply with this Article may be marketed until such stocks have been used up.	5．　2014年12月13日より前にラベルまたはマークが付けられた漁業・養殖産品およびその包装は、本条に準拠していなくとも、在庫がなくなるまで販売することがでる。
Article 38　Indication of the catch or production area 1．　The indication of the catch or production area in accordance with point (c) of Article 35(1) shall consist of the following: (a) in the case of fishery products caught at sea, the name in writing of the sub-area or division listed in the FAO fishing areas, as well as the name of such zone expressed in terms understandable to the consumer, or a map or pictogram showing that zone, or, by way of derogation from this requirement, for fishery products caught in waters other than the Northeast Atlantic (FAO Fishing Area 27) and the Mediterranean and Black Sea (FAO Fishing Area 37), the indication of the name of the FAO fishing area; (b) in the case of fishery products caught in freshwater, a reference to the body of water of origin in the Member State or third country of provenance of the product; (c) In the case of aquaculture products, a reference to the Member State or third country in which the product reached more than half of its final weight or stayed for more than half of the rearing period or, in the case of shellfish, underwent a final rearing or cultivation stage of at least six months.	第38条 漁獲域または生産域の表示 1．　第35条第1項(c)の規定による漁獲域又は生産域の表示は、次のものから構成されるものとする。 (a) 海上で漁獲された漁業産品の場合、FAO漁業区域に記載されているサブエリアまたは区分を記載した名称、ならびに消費者に理解できる言葉で表現された当該区域の名称、またはその区域を示す地図または絵図・この要件の例外として、北東大西洋(FAO漁業区域27)および地中海および黒海(FAO漁業区域37)以外の海域で漁獲された水産物の場合は、FAO漁業区域の名称の表示。 (b) 淡水で漁獲された漁業産品の場合、産品の由来する加盟国または第三国の水域への言及。 (c) 養殖産品の場合、産品が最終重量の半分以上に達したか、飼育期間の半分以上がそこで保管された加盟国または第三国、または貝類の場合は、最終的な飼育または栽培段階が少なくとも6か月間行われた国または第三国への言及。
2．　In addition to the information referred to in paragraph 1, operators may indicate a more precise catch or production area.	2．　第1項に規定する情報に加えて、事業者はより詳細な漁獲域または生産域を示すことができる。

ANNEX III INFORMATION ON FISHING GEAR（付属書 III 漁具情報）

Mandatory information on the category of fishing gear （表示すべき漁具の種類）	More detailed information on corresponding gears and codes, in accordance with Commission Regulation (EC) No 26/2004 and Commission Implementing Regulation (EU) No 404/2011 （規則26/2004および実施規則404/2011に合わせた、より詳細な相当する漁具およびコード）	
Seines （引網）	Beach seines	SB
	Danish seines	SDN
	Scottish seines	SSC
	Pair seines	SPR
Trawls （トロール網）	Beam trawls	TBB
	Bottom otter trawls	OTB
	Bottom pair trawls	PTB
	Midwater otter trawls	OTM
	Pelagic pair trawls	PTM
	Otter twin trawls	OTT
Gillnets and similar nets （刺し網及び類似の網）	Set (anchored) gillnets	GNS
	Driftnets	GND
	Encircling gillnets	GNC
	Trammel nets	GTR
	Combined trammel and gillnets	GTN
Surrounding nets and lift nets （まき網及び揚網）	Purse seines	PS
	Lampara nets	LA
	Boat operated lift nets	LNB
	Shore-operated stationary lift nets	LNS
Hooks and lines （釣り針及び釣り糸）	Hand lines and pole lines (hand operated)	LHP
	Hand lines and pole lines (mechanised)	LHM
	Set longlines	LLS
	Longlines (drifting)	LLD
	Troll lines	LTL
Dredges （浚渫）	Boat dredges	DRB
	Hand dredges used on board a vessel	DRH
	Mechanised dredges including suction dredges	HMD
Pots and traps （かご及び罠）	Pots (traps)	FPO

■漁業コントロール規則1224/2009　第58条（規則2023/2842による改正後）

Regulation (EU) 2023/2842 of the European Parliament and of the Council of 22 November 2023 amending Council Regulation (EC) No 1224/2009, and amending Council Regulations (EC) No 1967/2006 and (EC) No 1005/2008 and Regulations (EU) 2016/1139, (EU) 2017/2403 and (EU) 2019/473 of the European Parliament and of the Council as regards fisheries control

https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/2842/oj/eng

原文	和訳
Article 58　Traceability 1.　Without prejudice to traceability requirements set out in Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council, fishery and aquaculture products shall be put into lots by operators and shall be traceable at all stages of production, processing and distribution, from catching or harvesting to retail stage.	第58条　トレーサビリティ 1.　規則(EC) No 178/2002に規定されているトレーサビリティ要件に影響を及ぼすことなく、漁業・養殖産品は事業者によってロットにされ、漁獲又は収獲から小売の段階までの生産、加工及び流通のすべての段階において、追跡可能でなければならない。
2.　Lots of fishery or aquaculture products made available on the market or likely to be made available on the market shall be adequately marked to ensure the traceability of each lot.	2.　市場に流通している、または流通する可能性のある漁業・養殖産品のロットは、各ロットのトレーサビリティを確保するための適切な表示がなされるものとする。
3.　Member States shall check that operators have in place systems and procedures to identify any operator from whom they have been supplied with lots of fishery and aquaculture products and to whom those products have been supplied. That information shall be made available to the competent authorities on demand.	3.　加盟国は、漁業・養殖産品のロットの供給元及び当該産品の供給先を特定するためのシステム及び手続を事業者が整備していることを確認するものとする。当該情報は、要求に応じて管轄当局に提供されるものとする。
4.　Lots of fishery or aquaculture products falling under Chapter 3, Headings 1604 and 1605 of Chapter 16, and subheading 1212 21 of Chapter 12 of the Combined Nomenclature shall be accompanied by a minimum set of information in accordance with paragraphs 5, 10 and 11 of this Article respectively.	4.　合同関税品目分類表第3章、第16章第1604項及び第1605項並びに第12章第1212号に該当する水産物又は養殖産品のロットには、本条第5項、第10項及び第11項にそれぞれ従う最低限の情報のセットが伴うものとする。

原文	和訳
5. For lots of fishery or aquaculture products falling under Chapter 3 of the Combined Nomenclature, at least the following information shall be made available: (a) the identification number of the lot; (b) in the case of products which are not imported into the Union: (i) for all fishery products included in the lot, the unique fishing trip identification number(s), or the unique fishing day identification number(s), or (ii) for all aquaculture products included in the lot, the name and registration number of the producer or aquaculture production unit; (c) in the case of imported products: (i) for all fishery products included in the lot, the IMO number or, if not applicable, other unique vessel identifier of the catching vessel(s), if applicable, and the catch certificate(s) number(s) submitted in accordance with Regulation (EC) No 1005/2008, where applicable, or (ii) for all aquaculture products included in the lot, the name and, where available, the registration number of the aquaculture production unit; (d) the FAO alpha-3 code of the species and the scientific name; (e) the relevant geographical area(s) for fishery products caught at sea, or the catch or production area for fishery products caught in fresh water and for aquaculture products, as referred to in Article 38(1) of Regulation (EU) No 1379/2013; (f) for fishery products, the category of fishing gear as laid down in the first column of Annex III to Regulation (EU) No 1379/2013; (g) the date(s) of catches for fishery products or date(s) of harvest for aquaculture products; (h) the quantities in kilograms expressed in net weight or, where appropriate, the number of individuals; (i) where fishery products below the minimum conservation reference size are present in the lot, separate information on the quantities in kilograms expressed in net weight, or the number of individuals below the minimum conservation reference size; (j) for fishery and aquaculture products subject to common marketing standards, the information required in order to comply with those standards.	5. 合同関税品目分類表第3章に該当する漁業・養殖産品のロットについては、少なくとも以下の情報が利用可能になるものとする。 (a) そのロットの識別番号 (b) 欧州連合に輸入されない産品の場合： (i) そのロットに含まれるすべての漁業産品について、漁業航海識別番号、または固有の漁業日識別番号、または (ii) そのロットに含まれるすべての養殖産品について、生産者または養殖生産施設の名前および登録番号 (c) 輸入品の場合： (i) そのロットに含まれるすべての漁業産品について、漁獲船のIMO番号、または該当しない場合はその他の固有の船舶識別番号（該当する場合）、および該当する場合は規則（EC）No 1005/2008に従って提出された漁獲証明書番号、または (ii) そのロットに含まれるすべての養殖産品について、養殖生産施設の名称、および可能な場合は登録番号。 (d) 魚種の FAO3桁コードと学名。 (e) 規則（EU）第1379/2013条第38条（1）で定義される、海で捕獲された漁業産品においては漁獲域、淡水での漁業産品及び養殖産品においては漁獲域または生産域 (f) 漁業産品においては、規則（EU） No 1379/2013の附属書IIIの第1欄に規定されている漁具のカテゴリー (g) 漁業産品においては漁獲日、又は養殖産品においては収獲日 (h) 正味重量で表示される重量（キログラム）又は適切な場合は個体数 (i) ロット内に最低保全基準サイズを下回る漁業産品が含まれる場合は、最低保全基準サイズを下回る正味重量で表示される各魚種の重量（キログラム）又は適切な場合は個体数を区別した情報 (j) 共通販売基準に該当する漁業・養殖産品のロットにおいては、その基準への適合のために必要な情報。

原文	和訳
6. Operators at all stages of production, processing and distribution, from catching or harvesting to retail stage, shall ensure that in respect of each lot of fishery or aquaculture products falling under Chapter 3 of the Combined Nomenclature, the information listed in paragraph 5: (a) is kept on record; and (b) is made available in a digital way to the operator to whom the fishery or aquaculture product is supplied, and, upon request, to the competent authorities.	6. 漁獲または収穫から小売段階までの生産、加工および流通のすべての段階の事業者は、合同関税品目分類表第3章に該当する漁業または養殖産品の各ロットに関して、第5項に列挙される情報を確実に (a) 記録として残し、かつ (b) 漁業・養殖産品の供給先の事業者、および要求に応じて管轄当局に対し、デジタル形式で提供しなければならない。
7. Member States shall cooperate with each other to ensure that the information referred to in paragraph 5 can be accessed by the competent authorities of a Member State other than the one where the fishery or aquaculture products have been put into lots or into which they have been imported, in particular when the information is provided by way of an identification tool such as a code, barcode, electronic chip or a similar device or marking system.	7. 加盟国は、特にコード、バーコード、電子チップ、類似の装置やマーキングシステムなどの識別ツールによって情報が提供される場合、漁業・養殖産品がロットになる国または輸入された国以外の加盟国の権限のある当局が、第5項に規定する情報にアクセスできることを確保するために相互に協力するものとする。
8. Member States may exempt from the requirements set out in this Article small quantities of fishery products which are sold directly to consumers from catching vessels, from operators fishing without a vessel, or from freshwater fisheries operators, provided that the products are used only for private consumption and that those quantities do not exceed 10 kg of fishery products per consumer per day. For salmon (Salmo salar) caught in the Baltic Sea, the threshold shall be two individuals per consumer per day. Member States may exempt from the requirements set out in this Article small quantities of aquaculture products that are sold directly to consumers from an aquaculture production unit, provided that the products are used only for private consumption and that those quantities do not exceed 10 kg of aquaculture products per consumer per day.	8. 加盟国は、漁船、無船舶漁業従事者、又は淡水漁業従事者から消費者に直接販売される少量の水産物については、当該水産物が個人消費のみに使用され、かつ、消費者1人1日当たり10kgを超えないことを条件として、本条に定める要件を免除することができる。バルト海で漁獲されるサケ（Salmo salar）については、消費者1人1日当たり2尾を上限とする。 加盟国は、養殖生産施設から消費者に直接販売される少量の水産養殖産品については、当該産品が個人消費のみに使用され、かつ、その量が消費者1人当たり1日10kgを超えないことを条件として、本条に定める要件を免除することができる。
9. The Commission shall conduct a study on feasible traceability systems and procedures, including minimum traceability information, for fishery and aquaculture products falling under headings 1604 and 1605 of Chapter 16 of the Combined Nomenclature, with a view to defining detailed rules for such products. The study shall include an analysis of available digital solutions or methods which meet the requirements on traceability in this Regulation, while taking into account the impact on small operators.	9. 欧州委員会は、合同関税品目分類表第16章第1604項及び第1605項に該当する漁業・養殖産品について、最低限のトレーサビリティ情報を含む、実現可能なトレーサビリティシステム及び手順に関する調査を実施し、当該産品に関する詳細な規則を策定するものとする。当該調査には、小規模事業者への影響を考慮しつつ、本規則のトレーサビリティに関する要件を満たす利用可能なデジタルソリューション又は手法の分析を含めるものとする。

原文	和訳
10. The Commission shall adopt delegated acts in accordance with Article 119a supplementing this Regulation concerning the traceability requirements for lots of fishery or aquaculture products falling under headings 1604 and 1605 of Chapter 16 of the Combined Nomenclature, including the use of digital systems, on the basis of the results of the study conducted in accordance with paragraph 9 of this Article. Those requirements shall apply from 10 January 2029.	10. 欧州委員会は、本条第9項に従って実施された調査の結果に基づき、合同関税品目分類表第16章第1604項及び第1605項に該当する漁業又は養殖産品のロットのトレーサビリティ要件（デジタルシステムの使用を含む）に関する、本規則を補足する第119a条の規定に基づく委任規則を採択する。これらの要件は、2029年1月10日から適用される。
11. The Commission shall adopt delegated acts in accordance with Article 119a supplementing this Regulation concerning the traceability requirements for lots and composition of lots of fishery and aquaculture products falling under subheading 1212 21 of Chapter 12 of the Combined nomenclature, including the use of digital systems. Those requirements shall apply from 10 January 2029.	11. 欧州委員会は、合同関税品目分類表第12章1212号21に該当する漁業・養殖産品のロット及びロットの構成に関するトレーサビリティ要件（デジタルシステムの使用を含む）について、本規則を補足する第119a条に基づき委任規則を採択するものとする。これらの要件は、2029年1月10日から適用される。
12. The Commission is empowered to adopt delegated acts in accordance with Article 119a concerning: (a) minimum technical requirements for the recording and transmission of the information referred to in paragraph 5, pursuant to paragraph 6; (b) methods of marking lots and the physical affixing of traceability information on lots of fishery and aquaculture products; (c) further cooperation between Member States on the access to information accompanying a lot; (d) the traceability requirements for lots of fishery or aquaculture products falling under Chapter 3 of the Combined Nomenclature containing several species as referred to in Article 56a(3) and (4), and for lots of fishery or aquaculture products falling under Chapter 3 of the Combined Nomenclature resulting from the merging or splitting of different lots as referred to in Article 56a(5); (e) the information on the relevant geographical area.	12. 欧州委員会は、第119a条に従って、以下の事項に関する委任規則を採択する権限を有する。 (a) 第6項に従って、第5項に規定する情報の記録及び送信に関する最低限の技術要件。 (b) 漁業・養殖産品のロットのトレーサビリティ情報を、ロットにマークし物理的に貼付する方法。 (c) ロットに付随する情報へのアクセスに関する加盟国間の更なる協力。 (d) 第56a条(3)及び(4)に規定する複数の種を含む合同関税品目分類表第3章に該当する漁業・養殖産品のロット、並びに第56a条(5)に規定する異なるロットの合併又は分割の結果として生じた合同関税品目分類表第3章に該当する漁業・養殖産品のロットに対するトレーサビリティ要件。 (e) 関連する地理的区域に関する情報。
13. This Article shall not apply to ornamental fish, ornamental crustaceans, ornamental molluscs or ornamental algae.	13. この条は、観賞魚類、観賞甲殻類、観賞軟体動物又は観賞藻類には適用しない。

資料2

WWFジャパン　滝本　麻耶

欧州の消費者伝達の事例紹介（ドイツ・スペイン・ギリシャ・フランス）

2.2「EUの漁獲域と漁具の表示ルール」(P. 9) に従い、欧州各国の消費者への伝達が実際にどのようにされているか、事例を紹介する。なお、水産CMO規則（「漁業・養殖産品の市場における共通機構に関する欧州議会および理事会規則1379/2013」）では、調製品（缶詰、練り製品など）は対象外（漁獲域・漁獲方法の表示の義務はない）となっているが、下記事例では、事業者が任意に掲示している事例がみられる。

また、消費者の「サステナブル・シーフード」の購買選択を促す認証制度として、MSC認証、ASC認証などの認証ラベルがある。欧州委員会の事業者向けの「ポケットガイド」(P. 12) では任意項目の位置づけであるが、実際に消費者向けにどのように売場で表示されているかについても事例を紹介する。

漁獲域の番号表記については、以下の漁獲水域図を、海区27と37のサブエリアまたは区分については、「表示する漁獲域」(P. 10) を参照。

世界の漁獲水域図（FAO漁獲統計海区）

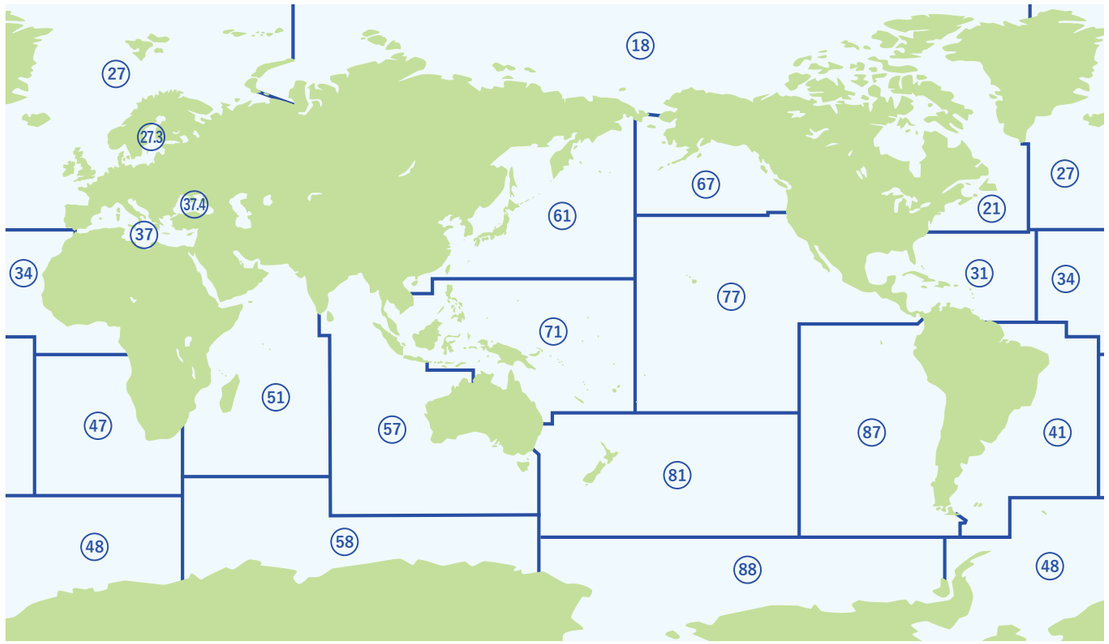

海区番号	海区名（英名）	水域名（和訳名）
18	Arctic Sea	北極海
21	Atlantic, Northwest	北西大西洋
27	Atlantic, Northeast	北東大西洋
27.3	Baltic Sea	バルト海
31	Atlantic, Western Central	中西大西洋
34	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
37	Mediterranean	地中海
37.4	Black Sea	黒海
41	Atlantic, Southwest	南西大西洋
47	Atlantic, Southeast	南東大西洋
51	Indian Ocean, Western	西インド洋

海区番号	海区名（英名）	水域名（和訳名）
57	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
61	Pacific, Northwest	北西太平洋
67	Pacific, Northeast	北東太平洋
71	Pacific, Western Central	中西太平洋
77	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
81	Pacific, Southwest	南西太平洋
87	Pacific, Southeast	南東太平洋
48	Atlantic, Antarctic	南極洋
58	Indian Ocean, Antarctic	南極洋
88	Pacific, Antarctic	南極洋

注：広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域毎に区分せずに船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表すFAO漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。（例：北太平洋、インド洋、大西洋等）

出典：水産庁「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン　https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisen.html

写真（P. 42～49）：©Maya Takimoto/WWF Japan

ドイツ

2022年12月

スーパー

■ 対面販売

●商品名： MSCマグロフィレ「ロイン」
●学名： キハダ（Thunnus Albacares）
●漁獲域： FAO57（東インド洋）
●漁具： 釣り針及び釣り糸（Hooks and lines）

■ 加工品（燻製品）

■ 加工品（惣菜）

■ パッケージ商品

印字面（商品に共通）には、漁獲域、漁獲方法が下記のように表示されている

●商品名：
MSCスモークサーモン
（ベニザケSockeye Salmon）
●学名：
ベニザケ（Oncorhynchus nerka）
●漁獲域：
（A）FAO67（北東太平洋）または
（B）FAO61（北西太平洋）
●漁獲方法：
（c)引網、または（d)刺し網及び類似の網、または（e)かご及び罠

このパッケージについての個別の情報は、ロット番号の最後に付してあるアルファベットから「漁獲域：（A）FAO67、漁具：（d）刺し網及び類似の網」とわかるようになっている

●商品名： すり身（かにかま）
●漁獲域： FAO67（北東太平洋）及び61（北西太平洋）
●漁具： トロール網

スペイン

2024年5月

スーパー

■ 対面販売

●商品名：　MSCマグロフィレ
●学名：　キハダ（Thunnus Albacares）
●生産方法：漁獲
●漁獲域：　中東大西洋
●漁具：　まき網及び揚網

※その他、解凍されたものであることを明記している

●商品名：　MSCタラ
●学名：　タイセイヨウマダラ（Gadus Morhua）
●生産方法：Cria（養殖）　＊表記ミスと思われる
●漁獲域：　ノルウェー
●漁具：　表記なし

※その他、解凍されたものであることを明記している

●商品名：　ASCニベ
●学名：　コルビナ（Argyrosomus regius）
●生産方法：Cria（養殖）
●漁獲域：　スペイン

※その他、解凍されたものであることを明記している

貝類売場　同様のプレート表示があるのに加え、QRコードが付されている

■ パッケージ商品

パッケージ商品では、認証製品が多くみられた

スペイン・マドリードの空港内お土産売り場

ギリシャ

2024年5月

■ 加工品（燻製品）

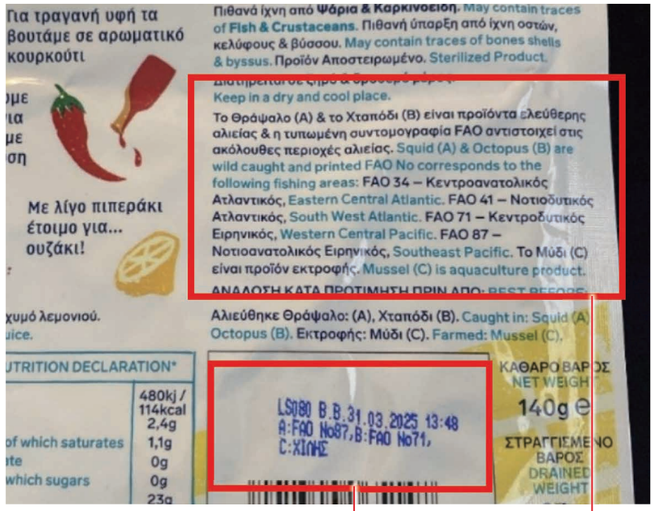

●商品名：シーフードミックスマリネ

バーコード表記上

「このパッケージ内の水産物については、(A) イカ（FAO87（南東太平洋））、(B) タコ（FAO71（北西太平洋）、(C) ムール貝（チリ）」と、漁獲または養殖場所が印字されている

印字面（商品に共通）

「漁獲域：(A) イカ＆(B) タコ：FAO34（中東大西洋）、41（南西大西洋）、71（中西太平洋）、87（南東太平洋）での漁獲および (C) ムール貝：養殖」と書かれている

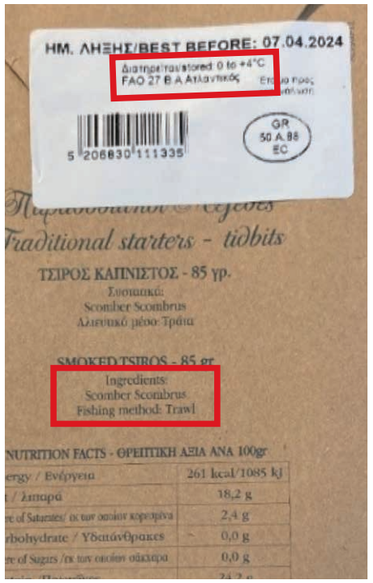

この燻製商品は「漁獲域：FAO27（北東大西洋）」において、「漁具：トロール網」によって漁獲された「タイセイヨウサバ（scomber scombrus）」が使われていることがわかる

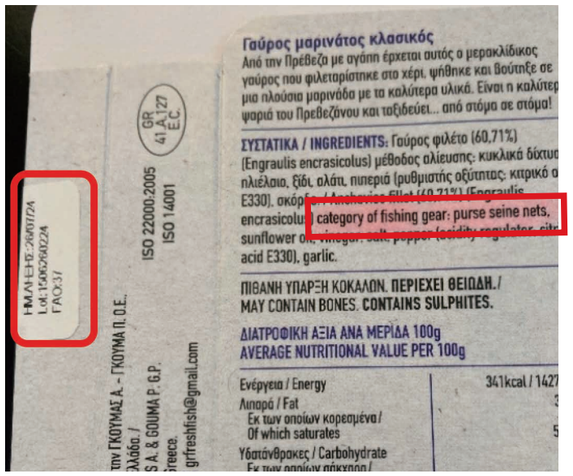

「漁獲域：FAO37（地中海）、漁具：巻き網（purse seine nets）」によって漁獲されたアンチョビ（カタクチイワシ科）であることがわかるパッケージ表記（缶詰）

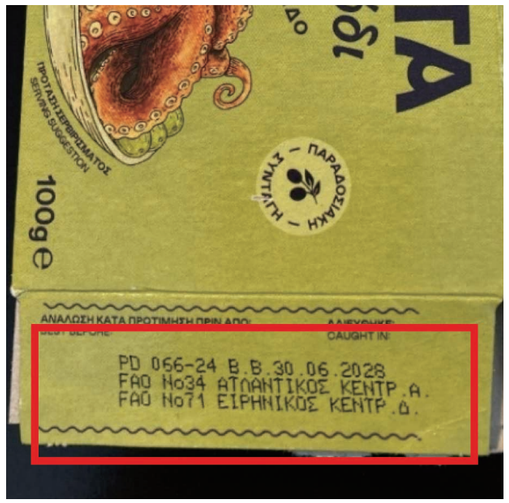

FAO34（中東大西洋）と71（中西太平洋）で漁獲されたタコであることがわかるパッケージ表記（缶詰）

フランス

2025年6月

スーパー

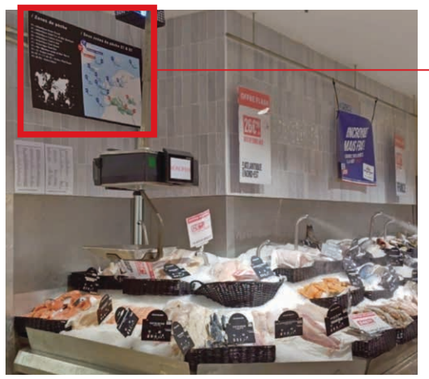

漁獲域の地図（FAO27（北東大西洋）と37（地中海）のサブエリアを示す）を掲示

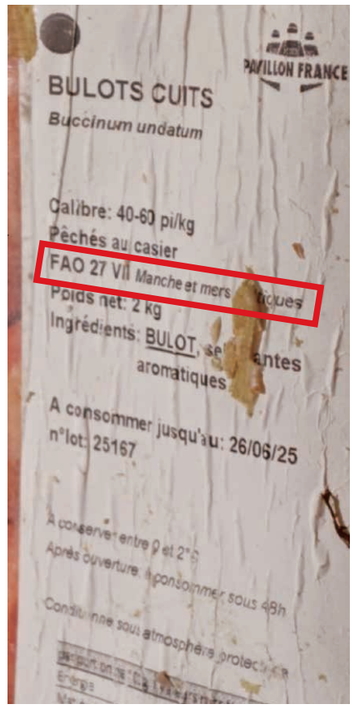

●商品名：茹でバイ貝

●学名：　ヨーロッパエゾバイ（Buccinum undatum）

●漁獲域：27（北東大西洋）、サブエリア VII（7）

●漁具：　かご及び罠（Casier et piege）

参考：https://peche.ifremer.fr/Le-monde-de-la-peche/La-peche/comment/Les-engins/Casier

■ 加工品・パッケージ商品

加工品、パッケージ商品では、認証ラベル付きの製品が多くみられた

市　場

漁獲域の地図（FAO27（北東大西洋）と37（地中海）のサブエリアを示す）を掲示

魚　屋

漁獲域の地図（FAO27（北東大西洋）と37（地中海）とサブエリアを示す）を掲示

地元産であることを明示。取扱いの水産物の漁獲域は、「FAO27（北東大西洋）または37（地中海）」であった。

●魚種名：ニベ
●学名：　コルビナ
●漁獲域：FAO27（北東大西洋）、サブエリア VIII（8）
●漁具：　刺し網（Filet Maillant）

●魚種名：タコ
●学名：　チチュウカイマダコ
●漁獲域：FAO37(地中海)、サブエリア I(1)
●漁具：　かご及び罠(Casier et piege)

●魚種名：コツブイイダコ
●漁獲域：FAO37(地中海)、サブエリア I(1)
●漁具：　トロール網

「Bar de ligne」タグ（釣りスズキ）
※「Bar de ligne」という表示そのものが品質を保証する役割（値段も高い）として表示タグがつけられていた（日本のカツオ一本釣りと同様）

おわりに

WWFジャパン　海洋水産グループ

本報告書では、水産物の漁獲域と漁具の消費者への情報伝達について、EUと日本のルールと実施状況を整理・比較した。

先行している欧州において、明らかになった点は、以下のとおりである。

- EUの水産物トレーサビリティは、食品安全の支援、不正に対するコントロール、消費者への正確かつ資源の持続利用可能性の高い漁業由来の水産物選択のための情報提供、IUU漁業の排除、を目的としている。
- EUにおいて、水産物の販売にあたり、漁獲域と漁具を表示することは、水産CMO規則（規則1379/2013）で義務付けられている。
- 事業者間の情報伝達とその情報の正しさを確保することは、漁業コントロール規則（規則1224/2009）で義務付けられている。本規則において、デジタル形式での事業者間の情報伝達は、2026年1月10日から義務付けが開始している。
- 2026年1月10日より、デジタル形式による情報伝達とセットで、漁業航海識別番号の記録・伝達が導入され（漁業操業状況と陸揚げ状況がわかる）、また、輸入水産物に関しては、EU CATCHという漁獲証明書のためのITシステムの導入・使用の義務化が開始されている。
- EU CATCHでのデジタル形式での輸入規制（IUU漁業規則1005/2008）、デジタル形式での情報伝達義務化（漁業コントロール規則1224/2009）、そして消費者への漁獲情報提供の義務付け（水産CMO規則1379/2013）のEUでの諸規則の実態・傾向を踏まえ、トレーサビリティ確保において、電子化が重要なカギとなることがわかる。

日本の状況については、以下の現状が明らかとなった。

- 日本での消費者への販売時の表示ルールは、食品表示法に基づく「食品表示基準」により定められている。
- しかし、その信頼性を裏付ける漁獲情報の報告、事業者間の伝達部分には、不足があり、透明性確保の点で課題がある。
- また、食品表示基準による「原産地」は、IUU漁業対策法であり輸入管理制度である「水産流通適正化法」とは関係せず、そのため、EU（漁業コントロール規則1224/2009：事業者間の情報伝達＋水産CMO規則1379/2013：消費者への表示）のものと違って最終消費者の購買選択の場で遡ることができない。

今後に向けて

WWFジャパンは、フルチェーンかつデジタル、そして相互運用可能なトレーサビリティは環境・社会リスクを評価するために必要不可欠と考え、水産資源を含めた海洋の生態系やそこで働く人たちにとって持続可能な海洋環境を構築・保全していくために、水産物の生産や加工、流通、販売に関わる関係者に、GDST1.0を採択し運用することを働きかけてきた。

しかし、国境を越えて流通する水産物において、サプライチェーンを通じたトレーサビリティを確保することは多くの困難を伴う。WWFジャパンは、今回の報告書で報告された、EUの「消費者への正確な情報伝達」に関する先進事例は、トレーサビリティ向上の努力のヒントとなると考えている。

また、日本でも食料の持続可能な生産に関する関心は高まっているものの、昨今の食料価格高騰という現状を背景に、価格による食品の選択志向が強まっている現状をふまえ、消費者側の持続可能な食料生産に関するリテラシーの向上、またそのための十分な情報提供が不可欠である。その上で、社会的要求として、「商品の持続可能性に関連する情報の提示を望む声」も見える化していく必要がある。

さらに、消費者への正確な情報伝達を実現するためには、サプライチェーン上に関係する規則やその規則を管轄する、水産庁や農林水産省、消費者庁等、一連の流れで関係する管轄省庁間の連携が必須となる。

水産物のフルチェーン・トレーサビリティが確保されることは、IUU漁業由来の水産物の排除だけでなく、食品の安全性の確保、不正に対するコントロール、人権侵害のチェック、持続可能性に関連する消費者への情報提供など、サプライチェーンを通じた大きなメリットがある。

日本でもトレーサビリティ向上のための望ましい制度やしくみが、社会的に議論・検討されることが望まれる。WWFジャパンは、今後も、日本に輸入される水産物の約3割がIUU漁業由来ともいわれる中、消費者が環境面や社会面に配慮した責任ある選択ができる仕組みづくりがなされるよう、関係省庁への働きかけ、関係企業・団体との連携、また消費者への情報提供・発信を行なっていく。

人と野生生物が
共に自然の恵みを受け続けられる
世界を目指して活動しています

together possible™ wwf.or.jp

WWF® and ©1986 Panda Symbol are owned by WWF. All rights reserved.

WWF Japan（公財）世界自然保護基金ジャパン
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階

詳細やお問い合わせについては
WWFのウェブサイトwww.wwf.or.jpをご覧ください